

久万高原町農業委員会議事録

1. 開催日時 平成27年4月24日(金)午前9時30分
 2. 開催場所 久万高原町 久万高原駅やまなみ2階
 3. 出席委員 (25人)
 - 会長 2番 池田 昭雄
 - 副会長 4番 山辺 久男
 - 委員

1番 新宅 進	・	3番 田野典孝	・	5番 丹波松清
6番 中川久夫	・	7番 高岡公明	・	8番 山下清則
9番 清水次枝	・	10番 佐賀幸一	・	11番 菅 重雄
12番 大野福雄	・		・	14番 高岡邦勝
15番 片岡孝二	・	16番 山之内章	・	17番 立野好仁
18番 堀田春和	・	19番 坪内 続	・	20番 八塚幸三
21番 村松直樹	・	22番 大野育男	・	23番 大野啓一
24番 松本秋男	・	25番 小倉 強	・	26番 成本 弘
 4. 欠席委員 (1名) 13番 小椋 英一
 5. 議事日程 議事録署名委員の選出 18番 堀田春和、20番 八塚幸三
 - 第1 議案第1号 農地法3条の規定による許可申請について
 - 第2 議案第2号 農地法4条の規定による許可申請について
 - 第3 議案第3号 農地法5条の規定による許可申請について
 - 第4 議案第4号 農地利用集積計画の申請審議について
 6. 農業委員会事務局職員
 - 事務局長 土居昭彦
 - 事務長 佐伯 泰
 - 事務局主任 坪谷頼都
- 午前9時30分 局長進行により開会。 説明資料確認後会長挨拶

○ 池田会長より、近頃は天気がいい。新たに土居事務局長が就任された。今日は、

菅生北村地区の件で問題があるので、適切な対応を取りたいので、後で経緯を説明するので、協議していただきたい。10年もたつのに、進行していない状況である。以上、ご挨拶といたします。

議事録署名人

- 議長より議事録署名人について18番 堀田春和委員、20番 八塚幸三委員を議事録署名人とする旨を諮ったが、異議なく決定した。

議案審議

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請審議について、
関連議案については一括上程を行う旨を諮り承認を得た。

村松直樹委員より、第1076、1077、1078号について関連の為一括審議の申し出があった。

受付第1076、1077、1078号に関する件

- 議長より説明を事務局に求めた。
- 事務長より調査書に基づき説明を行い、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていることを説明。続いて議長より地区担当の村松直樹委員に説明を求めた。
- 村松直樹委員より、現地は、1076号に関しては、入野仰西の元●●の方向に800mほど行くとある榎ノ川集会所の周囲にまとまってある。1077号については、JA明神支所から北条地区に行き、最後の家の前に1枚と、そこから皿木方向に行くと、6枚田が並んでおり、その上から2枚目になる。1078号は、JA明神支所から北条地区に入る手前のゴミステーションの道路下にある。●●さんと●●さんは親戚になる。●●さんは、実際は北条地区に住んでいる。●●さんと●●さんは友人になる。●●さんは高齢になったので、●●さんがやることになった。どうせなら、田も借りて作ってみることとなった。農機具は2人から借りて、手伝ってもらおう、とのこと。特に問題はないとの報告があった。
- 議長より、●●さんはいくつ？
- 村松直樹委員より、40代である。
- 議長より、今の勤め先はどうするのか？
- 村松直樹委員より、兼業で行うそうだ。
- 議長より、●●さんは、もともと地元の人？
- 村松直樹委員より、元々はこちらにいたと思うのだが。●●さんのお父さんは農業をしていたようだが、久万にいたかどうかは確かではない。

- 大野啓一委員より 今回の申請地の近くに中古車を20台くらい集めている所があるが、のけてもらいたい。
- 議長より、●●さんが置いているのか？
- 村松直樹委員より 使用貸借の1444番のすぐ上の山側であり、今回の農地とは関係はない。
- 事務長より、このことは、環境整備課に伝えておく。
- 大野啓一委員より、地元も言いにくい。片づけてほしい。
- 議長より、本件について質疑・意見を求めたが異議なく可決した。

受付第1079号に関する件

- 議長より説明を事務局に求めた。
- 事務長より調査書に基づき説明を行い、農地法3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていることを説明。続いて議長より地区担当の大野啓一委員に説明を求めた。
- 大野啓一委員より、現地は菅生の北村地区。●●さんは旧久万町で●●をしていた。その家の下の畑を借りて作っていたが、正式に売買したい、とのこと。以前から、話をしていたようである。特に問題はないとの報告があった。
- 議長より、本件について質疑・意見を求めたが異議なく可決した。

大野育男委員より、第1080、1081号について関連の為一括審議の申し出があった。

受付第1080、1081号に関する件

- 議長より説明を事務局に求めた。
- 事務長より調査書に基づき説明を行い、農地法3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていることを説明。続いて議長より地区担当の大野育男委員に説明を求めた。
- 大野育男委員より、現地は、嵯峨山から過疎農道を行き、直瀬集落に入る手前のタバコ団地にある。1枚は、道下の谷間、もう1枚は谷沿いの土地にある。●●さんは高齢で、直瀬の土地を全て売りたいようだ。●●さんは父親が意欲的な方で、農地を買いたいようだ。●●さんのも併せて買えば、その辺りが全て自分の農地になるので、改田したいようである。本人も忙しくなったら、帰って手伝っているようだ。特に問題はない、との報告があった。
- 大野啓一委員より、この人は、いろいろな農地を引き受けて耕作している真面目な方なので、問題はない。
- 議長より、本件について質疑・意見を求めたが異議なく可決した。

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請審議について

○議長より議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。

受付第298号に関する件

○議長より説明を事務局に求めた。

○事務長より議案書により説明。今回の山林への転用については、申請地は農振農用地区域内農地、おおむね10ha以上の規模の一団の農地区域内、公共投資区域内いずれにも該当しないため第2種農地と判断した。また第4条第2項の各号にも該当しない旨を説明。続いて議長より地区担当の山之内章委員に説明を求めた。

○山之内章委員より、現地は33号線にある明神小下の信号機から入った皿木集落の奥にある。町道奥の3416番は、25年生の桧が植わっている。乙番は、そこからさらに、800mほど奥の山。運搬車も通れない。15年生の桧が植わっている。始末書も出ている。特に問題はないようである。

○議長より、本件について質疑・意見を求めたが異議なく可決した。

受付第299号に関する件

○議長より説明を事務局に求めた。

○事務長より議案書により説明。今回の雑種地(駐車場)への転用については、申請地は農振農用地区域内農地、おおむね10ha以上の規模の一団の農地区域内、公共投資区域内いずれにも該当しないため第2種農地と判断した。また第4条2項の各号にも該当しない旨を説明。続いて議長より地区担当の山之内章委員に説明を求めた。

○山之内章委員より、現地は東明神横通のバス停を山の方に200mほど上がった所にある申請者の家の横。周囲は町道と宅地である。退職してから、久方に帰っていたが、駐車場がないので、違反転用をしていた。始末書も出ているので、特に問題はないようである。

○議長より、本件について質疑・意見を求めたが異議なく可決した。

受付第300号に関する件

○議長より説明を事務局に求めた。

○事務長より議案書により説明。今回の山林への転用については、申請地は農振農用地区域内農地、おおむね10ha以上の規模の一団の農地区域内、公共投資区域内いずれにも該当しないため第2種農地と判断した。また第4条2項の各号にも該当しない旨を説明。続いて議長より地区担当の大野育

男委員に説明を求めた。

○大野育男委員より、●●さんの家は下直瀬の南から3軒目の家。10年前から町外に出ている。家の上周囲にあり、10年生の桧が植わっている。手入れもされていないので、入りにくい。先の3条相手の●●さんが山になったら、将来的に買ってほしい、という話らしい。周囲の畑の同意書もある。特に問題はないようである。

○議長より、本件について質疑・意見を求めたが異議なく可決した。

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請審議について

○議長より議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。

受付第194号に関する件

○議長より説明を事務局に求めた。

○事務長より議案書により説明。今回の宅地への転用については、申請地は農振農用区域内農地、おおむね10ha以上の規模の一団の農区域内、公共投資区域内いずれにも該当しないため第2種農地と判断した。また第5条第2項の各号にも該当しない旨を説明。続いて議長より地区担当の村松直樹委員に説明を求めた。

○村松直樹委員より、現地は入野のおこう饅頭とパチンコの間の道を100mほど行き、伊達葬儀屋の方に10mほど行った家の続き。2人は友達。

●●さんは息子が家を建てるので、土地を探していた。特に問題はないようである。

○大野啓一委員より、あの辺りはほとんどが家になっているので、問題はないのでは。

○議長より、家は●●さん自身が建てるのか？

○村松直樹委員より、●●土建の息子である●●さん本人が建てるそうだ。

○議長より、本件について質疑・意見を求めたが異議なく可決した。

議案第4号（農地利用集積計画）について

○議長より説明を事務局に求めた。

担当の、坪谷主任から継続1件、新規3件農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号、第2号イ、ロ第4号について全てに該当している旨を併せて説明した。

○議長より、本件について質疑・意見を求めたが異議なく可決した。

その他 ○現地調査のお願い…事務局より

以上で本日の議案審議を終了致しました。議長より報告をした。

閉会挨拶 山辺副会長

本日も、大変ご熱心にご審議を頂きありがとうございます。簡単ではありますが以上、閉会のご挨拶といたします。

本日の案件はすべて審議されたので終了する。11時30分終了。

久万高原町農業委員会議事録

1. 開催日時 平成27年5月25日(月)午前9時30分
2. 開催場所 久万高原町 久万高原駅やまなみ2階
3. 出席委員 (22人)
 - 会長 2番 池田 昭雄
 - 副会長 4番 山辺 久男
 - 委員

1番 新宅 進	・	3番 田野典孝	・	5番 丹波松清
6番 中川久夫	・	7番 高岡公明	・	8番 山下清則
9番 清水次枝	・	10番 佐賀幸一	・	11番 菅 重雄
	・	13番 小椋英一	・	14番 高岡邦勝
	・	16番 山之内章	・	17番 立野好仁
18番 堀田春和	・		・	20番 八塚幸三
21番 村松直樹	・	22番 大野育男	・	23番 大野啓一
	・	25番 小倉 強	・	26番 成本 弘
4. 欠席委員(4名) 12番 大野 福雄 15番 片岡 孝二
19番 坪内 続 24番 松本 秋男
5. 議事日程 議事録署名委員の選出 21番 村松直樹、22番 大野育男
- 第1 議案第1号 農地法3条の規定による許可申請について
- 第2 議案第2号 農地法4条の規定による許可申請について
- 第3 議案第3号 農地法5条の規定による許可申請について
- 第4 議案第4号 農地利用集積計画の申請審議について
6. 農業委員会事務局職員
 - 事務局長 土居昭彦
 - 事務長 佐伯 泰
 - 事務局主任 坪谷頼都

午前9時30分 局長進行により開会. 説明資料確認後会長挨拶

- 池田会長より、今日は田植えで来ていない人もいる。自分の家の近くで、耕作放棄地になりそうな所を借りて耕作してくれている勤め人の方がいる。人手が足らず、儲かってはいないだろう。その人の犠牲でなりたっているというのも、地域としていかなものだろうか。今日は、忙しいみたいで4名の委員さんが欠席されている。以上、ご挨拶といたします。

議事録署名人

- 議長より議事録署名人について21番 村松直樹委員、22番 大野育男委員を議事録署名人とする旨を諮ったが、異議なく決定した。

議案審議

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請審議について、
関連議案については一括上程を行う旨を諮り承認を得た。

受付第1082号に関する件

- 議長より説明を事務局に求めた。
- 事務長より調査書に基づき説明を行い、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていることを説明。続いて議長より地区担当の大野啓一委員に説明を求めた。
- 大野啓一委員より、2人は姉妹である。●●さんが姉。●●さんは体調を悪くしている。●●さんは、鉄工所をやっていた方で、現在は息子が建設業をしている。現地は、菅生北村地区で、上の3筆は小さい田で、農協ライスセンターの裏にある。残りは、改田である。特に問題はないとの報告があった。
- 議長より、本件について質疑・意見を求めたが異議なく可決した。

受付第1083号に関する件

- 議長より説明を事務局に求めた。
- 事務長より調査書に基づき説明を行い、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていることを説明。続いて議長より地区担当の高岡邦勝委員に説明を求めた。
- 高岡邦勝委員より、現地はふるさと村の入口から美川方面に300mほど行くと、右へ進入路があり、民宿「狩場苑」の看板が立っている所にある。財産を処分したいということで、●●さんに買ってほしいと話があったもの。後で、5条申請の山もある。特に問題はないとの報告があった。
- 議長より、本件について質疑・意見を求めたが異議なく可決した。

佐賀幸一委員より、第1084、1085、1086号について関連の為一括審議の申し出があった。

受付第1084、1085、1086号に関する件

- 議長より説明を事務局に求めた。
- 事務長より調査書に基づき説明を行い、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていることを説明。続いて議長より地区担当の佐賀幸一委員に説明を求めた。

○佐賀幸一委員より、3件の譲受人の●●さんは、61歳で、●●の代表取締役である。その会社は、2008年に総本部を千葉県から愛媛県に移している。健康指導などを行っている。以前、松山●●にあった●●のビル2階で営業している。同年に、柳谷で牛の飼育をしていた●●さんの牛舎跡を買って、会社の保養所として使用している。30代から40代の従業員の男性3名が、水曜日や週末に農作業をしている。

案件ごとに詳しく報告する。1084号は、●●さんは60歳の専業主婦。家庭菜園で採れた野菜を道の駅に出荷している。●●さんから相続した農地だが、面積が広すぎて、手が回らないので、貸すことにした。中津小から2kmほどのしだれ桜から30mほど下側の道路沿い。1週間前に田植えがされていた。1085号は、●●さんは67歳で実際は、松山にいて建設業をしている。週末に帰って農業をしている。3年前に相続していたが、耕作できないので、貸すことにした。中津小の西側の道路にある寺から500mほど行った道路の下側。1086号は、●●さんは、83歳。まだ元気で家の周りは耕作している。後継者がなく、現地は家から遠いので、貸すことにした。明神山の登山口を目指して、約4.2km行くと、大宮八幡神社の西側の参道を500mほど行くとある田代という地域にある。標高は730mほどある。これらも水を張っており、近いうちに田植えをするようである。

●●さんは、今後も農地を購入していきたいので、とりあえず、賃貸借から始めてみるとのこと。特に問題はない、との報告があった。

- 議長より、●●とは何の会社なのか？
- 佐賀幸一委員より、健康指導を行っているが、医療行為を行っているわけではないようだ。実態は、地元でもよく知られていない。
- 山下清則委員より、●●さんの牛舎跡を買ってきた時は、地元は新興宗教ではと噂されていた。しかし、最近は地元の人とも交流を取り始めている。真面目な方たちなので、問題はないと思う。
- 議長より、田植えは●●さんの会社の人が行っているのか？
- 佐賀幸一委員より、男性従業員が持っている機械でやっている。
- 小椋英一委員より、面積の括弧書きは、どういう意味なのか？

- 佐賀幸一委員より、山林化している部分は除けている。
- 事務長より、現況が田の部分が、括弧書きの数字となる。
- 佐賀幸一委員より、1086の2筆は、それぞれ、3枚や4枚で構成されている。そのうち1枚が田であり、残りが山であったりするもの。
- 議長より、真面目に農業をしているのなら問題ないのでは？
- 新宅進委員より、違反転用している山林の部分については、指導すべき。
- 中川久夫委員より、周囲の農家はこの会社を心配してはいないのか？
- 佐賀幸一委員より、周囲の人は荒れてしまうより、むしろ耕作を望んでいる。
- 山下清則委員より、道路の上とかにある農地だから、荒らされては困る。
- 大野啓一委員より、売買ではなく、貸借なのだから、分筆等は必要ないのでは？
- 議長より、山林化している部分については、指導を行うこととする。
- 議長より、本件について質疑・意見を求めたが異議なく可決した。

受付第1087号に関する件

- 議長より説明を事務局に求めた。
- 事務長より調査書に基づき説明を行い、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていることを説明。続いて議長より地区担当の村松直樹委員に説明を求めた。
- 村松直樹委員より、現地は、農協明神支所の横の道を200mほど上に行き、橋を左に行き、300m行くとT字路になる。そこを左に30mほど行った所になる。●●さんは自分の畑の隣なので、この辺りをずっと耕作している。●●さんは高齢で耕作ができない、ことから話がついた。特に問題はないとの報告があった。
- 議長より、本件について質疑・意見を求めたが異議なく可決した。

小椋英一委員より、第1088、1089号について関連の为一括審議の申し出があった。

受付第1088、1089号に関する件

- 議長より説明を事務局に求めた。
- 事務長より調査書に基づき説明を行い、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていることを説明。続いて議長より地区担当の小椋英一委員に説明を求めた。
- 小椋英一委員より、現地は、役場美川支所から面河方面に500mほど行くと、仕出大橋があり、そこを渡り、少し行くと、戻り道があり、その奥の袋小路の家の周囲にある。2人はいところ同士。●●さんは岡山にいるため、農地を手放したい。●さんは自分の家の近所だけ、購入と借りることで話がついた。特に

問題はないとの報告があった。

- 議長より、他の農地は荒れているのか？
- 小椋英一委員より、イタンポや草が生えている。宅地なども売りたいようだが、買い手が見つからないようだ。
- 議長より、本件について質疑・意見を求めたが異議なく可決した。

受付第1090号に関する件

- 議長より説明を事務局に求めた。
- 事務長より調査書に基づき説明を行い、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていることを説明。続いて議長より地区担当の高岡邦勝委員に説明を求めた。
- 高岡邦勝委員より、現地は、久万から下畑野川に降りると信号があり、そこから右に200m行くと、●●さんの家があり、小川を挟んだ南側にある。宅地から10mほどで、前から話があった。●●さんは農地を全部、手放したいようである。特に問題はないとの報告があった。
- 議長より、本件について質疑・意見を求めたが異議なく可決した。

菅重雄委員より、第1091、1092号について関連の為一括審議の申し出があった。

受付第1091、1092号に関する件

- 議長より説明を事務局に求めた。
- 事務長より調査書に基づき説明を行い、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていることを説明。続いて議長より地区担当の菅重雄委員に説明を求めた。
- 菅重雄委員より、現地は、売買の件は、自動車教習所横の道を右下にまっすぐ行った奥になる。●●さんは、●●の孫になる。久万で親といっしょに農業をしているが、林業だけでは苦しいので、農業をすることにした。上野尻の農地は買うこととした。また、菅生楨谷地区の農地については、おじいさんの農地を借りて作ることとなった。現在は、栗や柿、ゼンマイが植わっている。新規就農者が誕生するので、よろしく願います。特に問題はないとの報告があった。
- 議長より、本件について質疑・意見を求めたが異議なく可決した。

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請審議について

○議長より議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。

受付第301号に関する件

- 議長より説明を事務局に求めた。
- 事務長より議案書により説明。今回の雑種地（露天駐車場）への転用については、申請地は農振農用地区域内農地、おおむね10ha以上の規模の一団の農地区域内、公共投資区域内いずれにも該当しないため第2種農地と判断した。また第4条第2項の各号にも該当しない旨を説明。続いて議長より地区担当の菅重雄委員に説明を求めた。
- 菅重雄委員より、現地は先の3条の●●さん申請地の近くで、上浮穴高校横の角地。自動車教習所への入り口あたりになる。教習車の出入りも多く、田としては使いにくい。本人も高齢となっており、教習所が職員の駐車場が不足しているので、貸してほしいと話があり、貸駐車場として転用することとした。特に問題はないようである。
- 議長より、本件について質疑・意見を求めたが異議なく可決した。

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請審議について

- 議長より議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。

受付第195号に関する件

- 議長より説明を事務局に求めた。
- 事務長より議案書により説明。今回の山林への転用については、申請地は農振農用地区域内農地、おおむね10ha以上の規模の一団の農地区域内、公共投資区域内いずれにも該当しないため第2種農地と判断した。また第5条第2項の各号にも該当しない旨を説明。続いて議長より地区担当の高岡邦勝委員に説明を求めた。
- 高岡邦勝委員より、先の3条で申請のあった件と同様の申請者で、同じく「●●」の看板が立っている所にある。ごみステーションがある辺りで当時は、畑をしていたのかもしれない。杉やヒノキが植わっているが、誰が植えたのかも分からない。特に問題はないようである。
- 議長より、本件について質疑・意見を求めたが異議なく可決した。

受付第196号に関する件

- 議長より説明を事務局に求めた。
- 事務長より議案書により説明。今回の宅地（住宅・倉庫）への転用については、申請地は農振農用地区域内農地、おおむね10ha以上の規模の一団の

農地区域内、公共投資区域内いずれにも該当しないため第2種農地と判断した。また第5条第2項の各号にも該当しない旨を説明。続いて議長より地区担当の菅重雄委員に説明を求めた。

○菅重雄委員より、先の3条の●●さんの申請地とくっついている。農地を分筆して、先の農地と、この住宅用地と分けたようだ。地元に戻ってきて農業をしたいようである。特に問題はないようである。

○議長より、本件について質疑・意見を求めたが異議なく可決した。

議案第4号（農地利用集積計画）について

○議長より説明を事務局に求めた。

担当の、坪谷主任から新規1件 農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号、第2号イ、ロ第4号について全てに該当している旨を併せて説明した。

○議長より、本件について質疑・意見を求めたが異議なく可決した。

【現地調査のお願い】…農政課より

以上で本日の議案審議を終了致しました。議長より報告をした。

閉会挨拶 山辺副会長

本日も、大変ご熱心にご審議を頂きありがとうございます。簡単ではありますが以上、閉会のご挨拶といたします。

本日の案件はすべて審議されたので終了する。11時00分終了。

久万高原町農業委員会議事録

1. 開催日時 平成27年6月24日(水)午前9時30分
 2. 開催場所 久万高原町 久万高原駅やまなみ2階
 3. 出席委員 (26人)
 - 会長 2番 池田 昭雄
 - 副会長 4番 山辺 久男
 - 委員

1番 新宅 進	・	3番 田野典孝	・	5番 丹波松清
6番 中川久夫	・	7番 高岡公明	・	8番 山下清則
9番 清水次枝	・	10番 佐賀幸一	・	11番 菅 重雄
12番 大野福雄	・	13番 小椋英一	・	14番 高岡邦勝
15番 片岡孝二	・	16番 山之内章	・	17番 立野好仁
18番 堀田春和	・	19番 坪内 続	・	20番 八塚幸三
21番 村松直樹	・	22番 大野育男	・	23番 大野啓一
24番 松本秋男	・	25番 小倉 強	・	26番 成本 弘
 4. 欠席委員 (0名)
 5. 議事日程 議事録署名委員の選出 23番 大野啓一、24番 松本秋男
 - 第1 議案第1号 農地法3条の規定による許可申請について
 - 第2 議案第2号 農地法4条の規定による許可申請について
 - 第3 議案第3号 農用地利用集積計画の申請審議について
 6. 農業委員会事務局職員

事務局長	土居昭彦
事務長	佐伯 泰
事務局主任	坪谷頼都
 7. 傍聴者 (1名) ●●
- 午前9時30分 局長進行により開会. 説明資料確認後会長挨拶

○ 池田会長より、遊休農地の課税が強化されることになる、と農業新聞に掲載さ

れていた。中間管理機構に貸し出さない農地には、税金をかける、ということだ。霞ヶ関での発想らしい。また、本町では、地域再生に対してのアンケートが2千人に対して行われた。審議会を開催するらしいが、審議員に、70歳以上の者ばかりがいるのも、いかななものか。40歳以下の者で、本気でワーキンググループを作るように提言したい。本町も50年もたてば、人口が2千人以下になる見込みらしい。まあ、何も施策を施さなかった場合のことだが。

先月の28日に、全国会長会があり、参加した。全国大会は年に2回開催されるが、今年は、夏場に開催された本大会に参加することとした。資料等は、別紙の第2号議案に載せているので、見ておいてほしい。農業委員の新しい制度に関しての資料を主としている。要望事項は、今までにも話しているので省いた。

今日は、議案が多い。なお、傍聴者がいるようだが、傍聴することに異議、質問はないか。

○議長より、傍聴について質疑・意見を求めたが異議はなかった。

以上、ご挨拶といたします。

○傍聴者1名（●●）を会場に入れ、後部の傍聴席に案内した。

議事録署名人

○議長より議事録署名人について23番 大野啓一委員、24番 松本秋男委員を議事録署名人とする旨を諮ったが、異議なく決定した。

議案審議

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請審議について、
関連議案については一括上程を行う旨を諮り承認を得た。

堀田春和委員より、第1093、1094号について関連の為一括審議の申し出があった。

受付第1093、1094号に関する件

- 議長より説明を事務局に求めた。
- 事務長より調査書に基づき説明を行い、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていることを説明。続いて議長より地区担当の堀田春和委員に説明を求めた。
- 堀田春和委員より、1093号から説明する。2人は親子。●●さんは後継者になる。30年ほど県外に仕事に出ていた。最近、Uターンして、一緒に農業をしており、この際、譲ることとなった。場所は、県道440号線を東古味から池

川方面に約2km行った辺りの左側に1枚。そこから、200m行くと、●●さんの家があり、残りはその周辺にある。1094号は、●●さんと●●さんは幼馴染。●●さんの母親が耕作していたが、高齢となったため、現地が、先の贈与の農地と隣接しているため、●●さんと売買の話となった。特に問題はないとの報告があった。

- 議長より、●●さんは、まだ農地が残っているのか。
- 堀田春和委員より、まだ残っているようだ。
- 議長より、本件について質疑・意見を求めたが異議なく可決した。

受付第1095号に関する件

- 議長より説明を事務局に求めた。
- 事務長より調査書に基づき説明を行い、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていることを説明。続いて議長より地区担当の村松直樹委員に説明を求めた。
- 村松直樹委員より、現地はJA明神支所を栄谷方面へ200m行き、橋の手前を左に約300m行ったところにある。●●さんの畑の隣になる。●●さんは住所地の久万から通うのが、しんどくなったので、●●さんに売ることにした。申請地の近くに、●●さんの家や畑がある。特に問題はないとの報告があった。
- 議長より、本件について質疑・意見を求めたが異議なく可決した。

菅重雄委員より、第1096、1097号について関連の为一括審議の申し出があった。

受付第1096、1097号に関する件

- 議長より説明を事務局に求めた。
- 事務長より調査書に基づき説明を行い、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていることを説明。続いて議長より地区担当の菅重雄委員に説明を求めた。
- 菅重雄委員より、1096号から説明する。●●さんは、高知県にいるが、旧姓は●●さんと言う。3姉妹でこちらに帰る予定はない、とのこと。家を売るのに、畑も一緒に売ることになったようだ。●●さんはミュージシャンで演奏家。奥さんは、歌手をしている。柳谷中津の音楽イベントでも活躍しているらしい。そうこうしているうちに、こちらに移住する気になったようである。出身地の伊方では、ミカン農家をしており、向こうは母や兄と共に管理をしているようだ。定住人口も増えるので、いいことだと思う。

1097号は、農業経営規模を拡大するために、田も近所の●●さんから借りることにしたようだ。特に問題はない、との報告があった。

- 議長より、こちらで、家を買ったのか？
- 菅重雄委員より、家と畑をいっしょに買うことが条件だったようだ。
- 議長より、伊方のミカンは3人でやっている、ということか。久万では何をす
つもりなのか？
- 菅重雄委員より、演奏をしているのが、松山や久万が多いので、こちらに移住す
る、とのこと。
- 議長より、伊方で3反もミカンをしているのに、こちらで家まで買うのか？
この申請者は何歳なのか？
- 菅重雄委員より、41、42歳あたり。
- 議長より、本件について質疑・意見を求めたが異議なく可決した。

受付第1098号に関する件

- 議長より説明を事務局に求めた。
- 事務長より調査書に基づき説明を行い、農地法第3条第2項各号には該当し
ないため、許可要件を満たしていることを説明。続いて議長より地区担当の高
岡邦勝委員に説明を求めた。
- 高岡邦勝委員より、現地は、アグリピアの近くの沼田建設事務所の裏に倉庫
があり、その裏の3枚目の田になる。もともとは●●さんの農地であったらし
い。●●さんも、今の米の売価では採算が合わないので、売ることにした。今
は、●●さんが作付している状態である。特に問題はないとの報告があった。
- 議長より、本人は専業農家なのか。
- 高岡邦勝委員より、息子もいるし、本人も今は農協をやめている。
- 議長より、本件について質疑・意見を求めたが異議なく可決した。

受付第1099号に関する件

- 議長より説明を事務局に求めた。
- 事務長より調査書に基づき説明を行い、農地法第3条第2項各号には該当し
ないため、許可要件を満たしていることを説明。続いて議長より地区担当の新
宅進委員に説明を求めた。
- 新宅進委員より、現地は、大宝寺の参道の途中にバスの駐車場がある。そこ
から、下に50m降りた所の左手にある。●●さんは、●●さんの家の隣にもと
もとは住んでいた。旧姓は●●さん。父親がいたが、亡くなっている。●●さ
んの元の家も誰かに売られている。この農地は、●●さんが父親と管理してい
たため、この残っていた農地を、●●さんに贈与する、こととなった。特に問
題はないとの報告があった。
- 議長より、●●さんは専業農家なのか？

- 新宅進委員より、父親が体を悪くしてからは、勤めをやめていたようだ。
- 議長より、●●さんの農地はもうないのか？
- 新宅進委員より、もうない。
- 議長より、本件について質疑・意見を求めたが異議なく可決した。

大野育男委員より、第1100、1101、1102号について関連の为一括審議の申し出があった。

受付第1100、1101、1102号に関する件

- 議長より説明を事務局に求めた。
- 事務長より調査書に基づき説明を行い、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていることを説明。続いて議長より地区担当の大野育男委員に説明を求めた。
- 大野育男委員より、1100号の現地は、直瀬に入る過疎農道にある肉用牛センターとタバコ団地の間の谷に面する所。このあたりは、●●さんの父親がずっと耕作をしていた。1101号は、●●さんの家の近くの農地。このことから、2人が共に贈与、いわゆる交換のような形になった。しかし、交換になっていないのは、●●さんが将来を見据えて、息子の●●さんに譲ってもらうこととしたため。1102号はそれに合わせて、親から息子に農地を貸すこととした。場所は、●●さんの家の近くにある。特に問題はないとの報告があった。
- 議長より、本件について質疑・意見を求めたが異議なく可決した。

山之内章委員より、第1103、1104号について関連の为一括審議の申し出があった。

受付第1103、1104号に関する件

- 議長より説明を事務局に求めた。
- 事務長より調査書に基づき説明を行い、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていることを説明。続いて議長より地区担当の山之内章委員に説明を求めた。
- 山之内章委員より、1103号の2人は親子。隣に住んでいる。国道33号線沿いの青空市と中組集会所の中間あたりに自宅があり、その周辺に農地が点在している。●●さんが高齢のため、●●さんに贈与したい、とのこと。1104号は、●●さんの家も、●●さんの家の隣にある。高齢で管理できないため、周囲に農地がある●●さんが買い取って、管理することになった。特に問題はないとの報告があった。
- 議長より、●●さんは兼業農家なのか？
- 山之内章委員より、兼業でやるようだ。

- 議長より、本件について質疑・意見を求めたが異議なく可決した。

受付第1105号に関する件

- 議長より説明を事務局に求めた。
- 事務長より調査書に基づき説明を行い、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていることを説明。続いて議長より地区担当の成本弘委員に説明を求めた。
- 成本弘委員より、現地は●●さんの自宅の周囲400～500mに点在している。2人は親子。●●さんは89歳であり、●●さんが定年退職したこともあり、息子に農地の管理を任せたい、とのこと。特に問題はないとの報告があった。
- 議長より、本件について質疑・意見を求めたが異議なく可決した。

大野福雄、大野育男、村松直樹、八塚幸三委員より、第1106、1107、1108号について関連の为一括審議の申し出があった。

受付第1106、1107、1108号に関する件

- 議長より説明を事務局に求めた。
- 事務長より調査書に基づき説明を行い、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていることを説明。続いて議長より地区担当の大野福雄、大野育男、村松直樹、八塚幸三委員に説明を求めた。
- 大野福雄委員より、1106号は、現地は直瀬の房代野地区にある。●●さんは、高度経済成長時代に、父親と久万を出て行った。父が亡くなり、看護婦をしている。●●さんの奥さんと仲が良かったことから、ここで、野菜を作ってみたい、となり話がついた、とのこと。222番2はトラクターがかけられており、244番は、●●さんの家の横にある。5年前に山林転用申請が出ていたが、取り下げて、今回の3条申請にする、とのこと。草も刈ってきれいにしている。特に問題はないとの報告があった。
- 大野育男委員より、1107号の直瀬の農地は、現地は直瀬のライスセンターから西に150mほど行った所にある。育苗センターと結んで三角形になるくらいの場所。本町で農業経営を行うにあたり、規模の拡大を図るために、農地を借りるようだ。特に問題はないとの報告があった。
- 村松直樹委員より、1107号の入野の農地は、伊達葬儀社の駐車場の上の家のすぐ上にある。農業経営規模の拡大のため、借りたいとのこと。特に問題はないとの報告があった。
- 八塚幸三委員より、1108号の農地は、町立病院の前の薬局の横の道の奥にある。●●さんは学校の先生をしており、近所の人を作っていたが、●●さんに貸すことにしたようだ。特に問題はないとの報告があった。

- 議長より、●●さんとはどんな人か？
- 大野福雄委員より、●●さんの旦那はパン屋に行っている。房代野の山林転用は家の横なので、やめたようだ。畑があったらほしかったので、●●さんの奥さんが通って耕作するようだ。
- 議長より、通って作るのか？家を構えるわけではないのか？
- 大野福雄委員より、他に雑種地にしようとしていた農地も購入するようだし、農業用の倉庫も建てるらしい。房代野地区の人口も少なくなっているため、地区としても歓迎している。
- 議長より、使用貸借の件については、担当地区の農業委員さんにしっかり農業を行うように、指導、監督をしていただきたい。
- 議長より、本件について質疑・意見を求めたが異議なく可決した。

松本秋男委員より、第1109、1110、1111号について関連の為一括審議の申し出があった。

受付第1109、1110、1111号に関する件

- 議長より説明を事務局に求めた。
- 事務長より調査書に基づき説明を行い、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていることを説明。続いて議長より地区担当の松本秋男委員に説明を求めた。
- 松本秋男委員より、旧美川村、面河村の境から面河方面に1.4kmほど行くと、本組がある。面河橋の手前から、旧面河第一小学校の方面に行くと、●●さんの自宅があり、その周辺にある。●●さんと●●さんは親子。●●さんは家が近くにあり、親戚になる。●●さんは自転車で谷に落ちて重傷を負った。体も悪いので、資産を整理して、とのこと。●●さんは、土日休んで農業に励んでいる。特に問題はないとの報告があった
- 高岡邦勝委員より、この細かい農地はバラバラなのか？
- 松本秋男委員より、1枚になっている所もあるが、大体まとまっている。
- 議長より、本件について質疑・意見を求めたが異議なく可決した。

受付第1112号に関する件

- 議長より説明を事務局に求めた。
- 事務長より、譲渡人死亡のため、遺族より申請の取り下げがあったことを報告。

新宅進委員より、第1113、1114号について関連の為一括審議の申し出があった

受付第1113、1114号に関する件

- 議長より説明を事務局に求めた。
- 事務長より調査書に基づき説明を行い、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていることを説明。続いて議長より地区担当の新宅進委員に説明を求めた。
- 新宅進委員より、現地は1113号は、大宝寺の参道から南側に2ヶ所、この畑がある。また、1114号の現地は、少し離れて同じく南側に点在している。山口さんは父親が住んでいた旧家も、●●さんに売っている。●●住建がリフォームした。松前町から移住してきて農業をするようだ。60歳になり、定年しており、奥さんもいる。息子はすでに独立するようだ。●●さんは、兄弟は菅生に住んでいる。父親が亡くなった時に、農地を相続していたが、松山に住んでいて管理ができないので、売るとのこと。一部はきれいにされており、大豆を植えるようだ。●●さんは熱心に農業に取り組む、とのこと。特に問題はないとの報告があった。
- 議長より、●●さんは農業経験はあるのか？
- 新宅進委員より、会社員だったようだ。
- 議長より、本件について質疑・意見を求めたが異議なく可決した。

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請審議について

- 議長より議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。

受付第302号に関する件

- 議長より説明を事務局に求めた。
- 事務長より議案書により説明。今回の雑種地（露天駐車場及び車庫）への転用については、申請地は農振農用地区域内農地、おおむね10ha以上の規模の一団の農地区域内、公共投資区域内いずれにも該当しないため第2種農地と判断した。また第4条第2項の各号にも該当しない旨を説明。続いて議長より地区担当の山之内章委員に説明を求めた。
- 山之内章委員より、現地は先の3条で出てきた東明神の●●さんの自宅の横になる。国道33線沿いで隣接している。昭和60年頃から、駐車場や車庫として使っていた。家の横で便利だったようだ。始末書も出ている。特に問題はないようである。
- 議長より、本件について質疑・意見を求めたが異議なく可決した。

議案第3号（農地利用集積計画）について

○議長より説明を事務局に求めた。

担当の、坪谷主任から新規1件 農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号、第2号イ、ロ第4号について全てに該当している旨を併せて説明した。

○議長より、本件について質疑・意見を求めたが異議なく可決した。

その他

【未登記道路について】

○大野福雄委員より 現状が道路なのに、地目が農地のままの所がある。

○小倉強委員より、畑野川房代野線にはたくさんある。

○事務長より、建設課の管理班が担当となる。未登記道路に関しては、相続ができていないことが原因である。建設課につないでおく。

【案件取り下げについて】

○担当の丹波松清委員より、2人は親子だったが、申請して10日後に親が亡くなったため、取り下げとなった。

○傍聴者（●●）退室。※以後、入室なし。

【次回からの農業委員会開催時間について】

○事務長より、トマトやピーマンの出荷に携わる委員さんが多数いるので、7月から10月の開始時間を午後1時半からの開催としたい。

○議長より、トマト農家を代表して願います。（異議なし）

以上で本日の議案審議を終了致しました。議長より報告をした。

閉会挨拶 山辺副会長

本日も、大変ご熱心にご審議を頂きありがとうございます。簡単ではありますが以上、閉会のご挨拶といたします。

本日の案件はすべて審議されたので終了する。11時30分終了。

久万高原町農業委員会議事録

1. 開催日時 平成27年7月24日(金)午後1時30分
2. 開催場所 久万高原町 久万高原駅やまなみ2階
3. 出席委員 (25人)
会 長 2番 池田 昭雄
副会長 4番 山辺 久男
委 員
1番 新宅 進 ・ 3番 田野典孝 ・ 5番 丹波松清
6番 中川久夫 ・ 7番 高岡公明 ・ 8番 山下清則
9番 清水次枝 ・ 10番 佐賀幸一 ・ 11番 菅 重雄
12番 大野福雄 ・ 13番 小椋英一 ・ 14番 高岡邦勝
15番 片岡孝二 ・ 17番 立野好仁
18番 堀田春和 ・ 19番 坪内 続 ・ 20番 八塚幸三
21番 村松直樹 ・ 22番 大野育男 ・ 23番 大野啓一
24番 松本秋男 ・ 25番 小倉 強 ・ 26番 成本 弘
4. 欠席委員(1名) 16番 山之内章
5. 議事日程 議事録署名委員の選出 25番 小倉 強、26番 成本 弘

第1 議案第1号 農地法3条の規定による許可申請について

第2 議案第2号 農地形状変更届出審議について

6. 農業委員会事務局職員
事務局長 土居昭彦
事務長 佐伯 泰
事務局主任 坪谷頼都

7. 傍聴者(0名)

午前9時30分 局長進行により開会. 説明資料確認後会長挨拶

- 池田会長より、自分の都合で夏期の間、午後からの開催となり申し訳ない。久々の快晴で、梅雨も明けた。四国だけが梅雨明けが遅く、雨ばかりだった。おか

げで、トマトも頭を垂れている状態だ。自分も油断していた。気もあせるので、早速、審議に入りたい。以上、ご挨拶といたします。

議事録署名人

- 議長より議事録署名人について25番 小倉 強委員、26番 成本 弘委員を議事録署名人とする旨を諮ったが、異議なく決定した。

議案審議

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請審議について、
関連議案については一括上程を行う旨を諮り承認を得た。
なお、受付番号1123、1124号に関しては、7月21日付で申請の取下願が出たことを報告。

受付第1115号に関する件

- 議長より説明を事務局に求めた。
- 事務長より調査書に基づき説明を行い、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていることを説明。続いて議長より地区担当の坪内続委員に説明を求めた。
- 坪内続委員より、現地は国道33号線を下り、美川柳谷線の県道を1.2kmほど行き、生活道を300mほど行った所にある。クヌギが植えられているが、持ち主が当時、植林する時に、影になるようなら切るとの念書を書いていた、とのこと。譲渡人の●●さんは高齢で、息子も遠くにいるため、●●さんに売ることにした。特に問題はないとの報告があった。
- 議長より、植わっているクヌギは全て伐採する、と自分は聞いているが間違いないか？
- 坪内続委員より、間違いない。
- 議長より、本件について質疑・意見を求めたが異議なく可決した。

田野典孝委員より、第1116、1117号について関連の为一括審議の申し出があった。

受付第1116、1117号に関する件

- 議長より説明を事務局に求めた。
- 事務長より調査書に基づき説明を行い、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていることを説明。続いて議長より地区担当の田野典孝委員に説明を求めた。
- 田野典孝委員より、1116号から説明する。国道33号線を高知方面に行くと、

旧柳谷村の手前に古床というバス停がある。そこから左に曲がり、県道美川川内線を13km行くと長崎集落がある。その県道の終点50mほど手前の県道と川の間、現地はある。●●さんは30年前に東温市に家族みんなが出ていった。そして、この農地は●●さんの母親が耕作していた。●●さんの母親がずっと、●●さんにあげると言っていた。そして、今回贈与となった。

1117号は、●●さんは昨年、母親からこの農地の贈与を受けて、母は体を悪くして、父も町立病院に入院している。野菜を少し作っていたが、親の介護もあるので、貸すことにした。両件の譲受人である●●さんは、58歳で土木業をしている。定年になったら農業を始める、とのこと。特に問題はないとの報告があった。

- 議長より、本件について質疑・意見を求めたが異議なく可決した。

大野福雄委員より、第1118、1119号について関連の为一括審議の申し出があった。

受付第1118、1119号に関する件

- 議長より説明を事務局に求めた。
- 事務長より調査書に基づき説明を行い、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていることを説明。続いて議長より地区担当の大野福雄委員に説明を求めた。
- 大野福雄委員より、現地は直瀬の房代野地区にある。●●さんは高齢だが、一生懸命農業をしている。近隣農地の改田が行われた当時、自宅は県道から進入する道がなかった。申請地は、改田した時の農地の残りで存在している。横にある赤線道は一輪車が通れないくらい狭い道だった。直瀬地区でも、トラクターが入れないような場所は3ヶ所くらいしかない。そこで、この申請地を取りこみ、道をつけた。5条申請にするかどうか難しい判断だが、始末書も出ており、農地に入る農道扱いとした。特に問題はない、との報告があった。
- 議長より、本件について質疑・意見を求めたが異議なく可決した。

受付第1120号に関する件

- 議長より説明を事務局に求めた。
- 事務長より調査書に基づき説明を行い、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていることを説明。続いて議長より地区担当の坪内続委員に説明を求めた。
- 坪内続委員より、現地は、先の1115号の中黒岩の案件の近くにあり、生活道を120mほど行った所になる。●●さんは85歳と高齢である。●●さんには今までも耕作をお願いしていた。ただ、1538番に関しては朝の8時半過ぎでも日

が当たっていなかった。夕方も同様で、自己保全の状態となっている。特に問題は無いとの報告があった。

- 議長より、自己保全となっているのは、1538 番だけなのか？
- 坪内続委員より、残りの 2 筆は耕作されている。
- 議長より、本件について質疑・意見を求めたが異議なく可決した。

受付第 1 1 2 1 号に関する件

- 議長より説明を事務局に求めた。
- 事務長より調査書に基づき説明を行い、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件を満たしていることを説明。続いて議長より地区担当の大野育男委員に説明を求めた。
- 大野育男委員より、現地は、直瀬のライスセンターから 300m ほど川上に行った所にある。譲受人の●●さんの家の川の向かいになる。●●さんの隣の田と並んでおり、もともと一枚だったのだが、基盤整備の際の面積の都合で、名義を分けていたらしい。●●さんが手放す時には、譲ってほしいと以前から頼まれていたようだ。特に問題は無いとの報告があった。
- 議長より、本件について質疑・意見を求めたが異議なく可決した。

受付第 1 1 2 2 号に関する件

- 議長より説明を事務局に求めた。
- 事務長より調査書に基づき説明を行い、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件を満たしていることを説明。続いて議長より地区担当の村松直樹委員に説明を求めた。
- 村松直樹委員より、本来の地区担当である山之内章委員が欠席のため、代わって説明する。国道 33 号線を東明神のゴルフ場入口から 100m ほど行くと、中組のバス停がある。その横の小道を 50m ほど行くと、現地の畑がある。●●さんは高齢で、障害がある。農地を荒らすと周囲の迷惑になるので、近所の●●さんに売ることにした。●●さんは夫婦で農業をしている。特に問題は無いとの報告があった。
- 議長より、本件について質疑・意見を求めたが異議なく可決した。

受付第 1 1 2 5 号に関する件

- 議長より説明を事務局に求めた。
- 事務長より調査書に基づき説明を行い、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件を満たしていることを説明。続いて議長より地区担当の大野福雄委員に説明を求めた。

- 大野福雄委員より、現地は直瀬地区の房代野地区にある。譲受人は、皆も御存じであろう英語教師をしていた●●さんである。●●さんは働きすぎで現在、病院に行っている。そこで、農地を手放したがっている。農地は●●の家の裏に●●さんの畑をはさんである。草もたくさん生えており、猪が出る場所だが、本人はユンボで農地に復旧する、とのこと。以前に、水利権の交渉なしで、畑を水田にしていたトラブルを起こしていたことから、水田にはしないように念押しをしておいた。近隣の方も、荒れた農地を復旧してくれる、ということで今回の話には納得している。特に問題はないとの報告があった。
- 議長より、本件について質疑・意見を求めたが異議なく可決した。

受付第1126号に関する件

- 議長より説明を事務局に求めた。
- 事務長より調査書に基づき説明を行い、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていることを説明。続いて議長より地区担当の大野福雄委員に説明を求めた。
- 大野福雄委員より、現地は直瀬の房代野地区にある。2人は親子。旦那が永子地区から養子に来ているので、奥さん名義になっている。息子の●●君は32～33歳と若く、認定農家でトマトを作っている。農地は小さな所は草がきちんと刈られている。また、農地の土羽になっている所もあるが、全ての農地がきちんと管理されている。房代野地区で農地が荒れているのは、先の●●さんの家の周囲くらいである。特に問題はないとの報告があった。
- 議長より、本件について質疑・意見を求めたが異議なく可決した。

議案第2号 農地形状変更届出審議について

- 議長より議案第2号「農地形状変更届出について」を議題といたします。

受付第1号に関する件

- 議長より説明を事務局に求めた。
- 事務長より、議案書に基づき説明を行った。国道33号線の上野尻のたこやき屋の東側、道路向かいにある。下には大谷川が流れている。この農地は、今年の11月に申請人の●●さんが●●さんから購入したもの。ここには、幅1mほどの赤線道があるが、トラクターが入れないため、この農地を一部、切り崩して進入路とした。特に問題はないとの報告があった。
- 続いて議長より地区担当の菅重雄委員に説明を求めた。
- 菅重雄委員より、以前、この農地売買の件については、農業委員会で説明をした。トラクターの進入路がないと、耕作ができないということなので、仕方がない。

- 議長より、道の工事はもう終了しているのか？
- 事務長より、もう終了しており、始末書が出ている。
- 議長より、流れの順番がおかしなような気もするが、この件に関しては仕方がないと思われる。
- 議長より、本件について質疑・意見を求めたが異議なく可決した。

受付第2号に関する件

- 議長より説明を事務局に求めた。
- 事務長より、議案書に基づき説明を行った。現地は菅生地区で、元大田商店の所から、北村地区にある町の住宅分譲地方面に行く。50mほど行くと橋があり、その川の隣接地になる。2mくらい橋から下がっているため、今まではその都度、農機具を下して作業をしていたが、河川の近くであり、危なかった。この●●が所有する農地の隣に、近所の●●さんの農地があるが、●●さんもトラクターが入らない場所で、不便をしているようだ。こうしたことから、現地に2mほどの盛り土をして、畑を作り、併せて奥にも行ける2mほどの進入路を作りたい、とのこと。特に問題はないとの報告があった。
- 続いて議長より地区担当の大野啓一委員に説明を求めた。
- 大野啓一委員より、現地は確かに不便をしている場所だし、仕方がない。また、あの辺りは宅地が増えているし、問題はないだろう。
- 議長より、本件について質疑・意見を求めたが異議なく可決した。

その他

【全国農業新聞欧州視察について】

- 事務局坪谷より、事業について周知、説明を行った。

【鳥獣害被害防止電気柵について】

- 事務局長より、ニュースでも流れているとおり、電気柵での事故で、2名の死亡者が出ている。本町でも、平成20年から、250名ほどの農家が町の補助事業を受けて、電気柵を設置している。事故を起こさないためにも、近くで危険な個所があれば、町まですぐに連絡をいただきたい。町内放送でも、注意喚起のお知らせを2回流した。また、事業を受けて購入が確認できた農家には、文書を送っており、8月の回覧文書や町のHPでも周知している。
- 議長より、家庭用の電気柵は、12Vでも9500くらいまで出力ができるようになっている。電気柵を購入した人には、直接電話しており、漏電防止の機械を付けるように周知している。

○大野啓一委員より、今回の問題は、コンセントから直接つないだことと、漏電防止の機械が付いていなかったことだろう。

以上で本日の議案審議を終了致しました。議長より報告をした。

閉会挨拶 山辺副会長

本日も、大変ご熱心にご審議を頂きありがとうございます。簡単ではありますが以上、閉会のご挨拶といたします。

本日の案件はすべて審議されたので終了する。11時00分終了。

久万高原町農業委員会議事録

1. 開催日時 平成27年8月24日(月)午後1時30分
2. 開催場所 久万高原町 久万高原駅やまなみ2階
3. 出席委員 (25人)
 - 会長 2番 池田 昭雄
 - 副会長 4番 山辺 久男
 - 委員

1番 新宅 進	・	3番 田野典孝	・	5番 丹波松清
6番 中川久夫	・	7番 高岡公明	・	8番 山下清則
9番 清水次枝	・	10番 佐賀幸一	・	11番 菅 重雄
12番 大野福雄	・	13番 小椋英一	・	14番 高岡邦勝
15番 片岡孝二	・	16番 山之内章	・	17番 立野好仁
18番 堀田春和	・	19番 坪内 続	・	
21番 村松直樹	・	22番 大野育男	・	23番 大野啓一
24番 松本秋男	・	25番 小倉 強	・	26番 成本 弘

4. 欠席委員(1名) 20番 八塚幸三

5. 議事日程 議事録署名委員の選出 1番 新宅 進、3番 田野典孝

- 第1 議案第1号 農地法3条の規定による許可申請について
- 第2 議案第2号 農地法4条の規定による許可申請について
- 第3 議案第3号 農用地利用集積計画の申請審議について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 土居昭彦
事務長 佐伯 泰
事務局主任 坪谷頼都

7. 傍聴者(0名)

午後1時30分 局長進行により開会。 説明資料確認後会長挨拶

○ 池田会長より、忙しい中、参加していただいてありがたい。早く決議を終わら

せて農作業をしたい、という意見もあった。台風も来ており心配である。コシヒカリの稲が倒れてしまったら、困りものだ。台風が逸れることを期待している。自分がハウスの対策をしている場合は、いつも被害がないのだが。以上、ご挨拶といたします。

議事録署名人

- 議長より議事録署名人について1番 新宅 進委員、2番 田野典孝委員を議事録署名人とする旨を諮ったが、異議なく決定した。

議案審議

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請審議について、
関連議案については一括上程を行う旨を諮り承認を得た。

受付第1127号に関する件

- 議長より説明を事務局に求めた。
- 事務長より調査書に基づき説明を行い、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていることを説明。続いて議長より地区担当の大野福雄委員に説明を求めた。
- 大野福雄委員より、現地は直瀬の房代野地区にある。7～8年前に、今回の譲受人の●●さんとは関係していないが、この農地は、雑種地転用申請が出ていて保留、否決になった経緯がある。今回、●●さんは房代野で他に農地を買って大根を植えている。なお、●●さんは木材置き場として使っていた。ここを●●さんは台風明けにも農地として、再生したい、とのこと。特に問題はないとの報告があった。
- 議長より、以前にいろいろあったようだ。
- 議長より、本件について質疑・意見を求めたが異議なく可決した。

受付第1128号に関する件

- 議長より説明を事務局に求めた。
- 事務長より調査書に基づき説明を行い、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていることを説明。続いて議長より地区担当の中川久夫委員に説明を求めた。また、申請者からの申述書と現地写真を全員に回覧した。
- 中川久夫委員より、旧美川村と旧面河村の村境から、2kmほど行った本組地区から相の峰方面への町道を5kmほど登った相の峰集落の中にある。7筆ほどは、一か所にかたまった所にある。相の峰の303番と308番は木が植わっていない。

残りは木が植わっていたり、荒れている。あとは事務局に願います。

- 事務長より、先ほどお配りした申述書を参考にお聞きいただきたい。相の峰 301 番の 1,083 m²は、面河地区の下限面積が 2,000 m²なので、これがほとんどを占めている。父親の●●さんが 20 年ほど前に茶を植えており、霜よけのために、4m くらいの間隔でヒノキを植えたようだ。現在はかなり大きくなっており、現況は山林である。しかし、父の管理状況がそうした理由による植林であったため、農地として認めてほしい、とのこと。茶の霜よけは、今はネットが主流である。以前に県からこういった指導を受けたためだと言っている。相の峰 260 番の農地は、ヘアピンカーブの中にあるが、平成 23 年頃から、息子が枝打ちをしており、茶を剪定しているようだ。
- 議長より、息子の●●さんはこっちに住んでいるのか？
- 中川久夫委員より、四、五年前に定年で大阪からこちらに帰ってきた。
- 議長より、農地に復元しようとしているのか？
- 中川久夫委員より、他の場所では、1 反ほどの茶をつぶして、ハウスで野菜を作っているが、あまり農業をしているようではない。茶の霜よけの箇所は植林してから、2 年くらいは耕作していたように自分は思う。ただ、自分も地元の人と争いたくはないので、農業委員さん全員で判断してもらいたい。どちらとも言い難い。
- 大野福雄委員より、これを認めると後々、問題になると思う。
- 議長より、2 人は親子なのか？
- 事務長より、親子である。
- 山下清則委員より、山林に転用して譲るべきではないのか？
- 中川久夫委員より、小さい農地も全て杉が植わっていたような気もする。
- 事務長より、現地の状況は 3 筆が山林で、残りが荒地であった。
- 議長より、なぜ農地での贈与にこだわるのか？
- 事務長より、下限面積が足りなくなるから、と思われる。
- 大野啓一委員より、県が木を霜よけに植えるように指導していたのならば、仕方ないのでは？
- 事務長より、申述書もまわしたが、いつまでに整備するとは書かれていない。整備が終わってから、申請してもらおう、という手もある。
- 小倉強委員より、譲受人の年齢は？
- 事務長より、64～65 歳。
- 小倉強委員より、まだ若い。
- 議長より、この案件は事務局レベルで、担当の農業委員ともっと協議してから、委員会にかけろべき案件である。みなさんの意見を聴ける状態とはいえない。
- 成本弘委員より、隣接農家から、植林の苦情はないのか？

- 中川久夫委員より、植林当時は揉めていたようである。
- 小倉強委員より、周囲が納得もしていないようなことでは駄目だろう。
- 大野啓一委員より、さすがに反対者がいると難しいだろう。
- 議長より、この案件は一旦、保留とする。
- 中川久夫委員より、息子には木を切るようにしておく。
- 議長より、本件について質疑・意見を求めたが異議なく保留とした。

議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請審議について

○議長より議案第 2 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」を議題といたします。

受付第 303 号に関する件

- 議長より説明を事務局に求めた。
- 事務長より議案書により説明。今回の山林への転用については、申請地は農振農用地区域内農地、おおむね 10ha 以上の規模の一団の農地区域内、公共投資区域内いずれにも該当しないため第 2 種農地と判断した。また第 4 条第 2 項の各号にも該当しない旨を説明。続いて議長より地区担当の松本秋男委員に説明を求めた。
- 松本秋男委員より、●●さんは 92 歳だが、元気で酒屋をしている。1568 番は、美川と面河の村境から 494 号線を 1km ほど面河方面に行き、元の養鶏所跡から、林道 700m 奥にある。周りも 50～60 年生の杉が植わっており、現地も平成 7 年に植林されている。1216 番は、先の村境から 2.8km ほど面河方面に行った国道の上にある。周りが山で、こちらも平成 7 年に植林されており、始末書が出ている。特に問題はないようである。
- 議長より、本件について質疑・意見を求めたが異議なく可決した。

受付第 304 号に関する件

- 議長より説明を事務局に求めた。
- 事務長より議案書により説明。今回の宅地（倉庫・車庫）への転用については、申請地は農振農用地区域内農地、おおむね 10ha 以上の規模の一団の農地区域内、公共投資区域内いずれにも該当しないため第 2 種農地と判断した。また第 4 条第 2 項の各号にも該当しない旨を説明。続いて議長より地区担当の松本秋男委員に説明を求めた。
- 松本秋男委員より、美川と面河の村境から 1.9km ほど行った本組地区にある。ここに、●●さんの自宅があり、くっついている。家業の酒屋で、軽トラックをしまうのに倉庫を作った、とのこと。始末書も出ている。特に問題はないようである。
- 議長より、本件について質疑・意見を求めたが異議なく可決した。

議案第3号（農地利用集積計画）について

○議長より説明を事務局に求めた。

担当の、坪谷主任から更新1件、新規7件 農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号、第2号イ、ロ第4号について全てに該当している旨を併せて説明した。

○議長より、本件について質疑・意見を求めたが異議なく可決した。

その他

【平成27年度市町農業委員等研修会について】

○事務局坪谷より、出欠確認を行った。

以上で本日の議案審議を終了致しました。議長より報告をした。

閉会挨拶 山辺副会長

本日も、大変ご熱心にご審議を頂きありがとうございます。簡単ではありますが以上、閉会のご挨拶といたします。

本日の案件はすべて審議されたので終了する。15時00分終了。

久万高原町農業委員会議事録

1. 開催日時 平成27年9月24日(木)午後1時30分
2. 開催場所 久万高原町 久万高原駅やまなみ2階
3. 出席委員 (25人)
 - 会長 2番 池田 昭雄
 - 副会長 4番 山辺 久男
 - 委員

1番 新宅 進	・	3番 田野典孝	・	5番 丹波松清	
		・	7番 高岡公明	・	8番 山下清則
9番 清水次枝	・	10番 佐賀幸一	・	11番 菅 重雄	
12番 大野福雄	・	13番 小椋英一	・	14番 高岡邦勝	
15番 片岡孝二	・	16番 山之内章	・	17番 立野好仁	
18番 堀田春和	・	19番 坪内 続	・	20番 八塚幸三	
21番 村松直樹	・	22番 大野育男	・	23番 大野啓一	
24番 松本秋男	・	25番 小倉 強	・	26番 成本 弘	
4. 欠席委員(1名) 6番 中川 久夫
5. 議事日程 議事録署名委員の選出 5番 丹波松清、7番 高岡公明
 - 第1 議案第1号 農地法3条の規定による許可申請について
 - 第2 議案第2号 農地法4条の規定による許可申請について
 - 第3 議案第3号 農地法5条の規定による許可申請について
 - 第4 議案第4号 農用地利用集積計画の申請審議について
6. 農業委員会事務局職員
 - 事務局長 土居昭彦
 - 事務長 佐伯 泰
 - 事務局主任 坪谷頼都
7. 傍聴者(0名)

午後1時30分 局長進行により開会. 説明資料確認後会長挨拶

- 池田会長より、1ヶ月くらい気温が低くなっている。今朝もたくさん雨が降った。稲の収穫がさらに遅れる所も出るだろう。自分の住んでいる父二峰地区の2割はまだ収穫されていない。農業者年金の研修会に参加し、本町の今年の新規加入者目標は2名となっている。目標を達成したいので、皆様のご協力をお願いしたい。以上、ご挨拶といたします。

議事録署名人

- 議長より議事録署名人について5番 丹波松清委員、7番 高岡公明委員を議事録署名人とする旨を諮ったが、異議なく決定した。

議案審議

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請審議について、
関連議案については一括上程を行う旨を諮り承認を得た。

受付第1129号に関する件

- 議長より説明を事務局に求めた。
- 事務長より調査書に基づき説明を行い、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていることを説明。続いて議長より地区担当の坪内続委員に説明を求めた。
- 坪内続委員より、現地は33号線を下り、成川橋から藤社線を2kmほど行くところ。●●さんは父親が亡くなり、母親も足が不自由で弟の所に住んでいる。集落の中にある農地を荒らしてはいけない、ということで売ることにしたようだ。●●さんと●●さんは親戚。●●さんは茶を作っている農家。屋敷の表と裏が家庭菜園になっており、残りは茶が植わっている。父が死んでから、2～3年は茶の収穫が行われていないようだ。特に問題はないとの報告があった。
- 議長より、本件について質疑・意見を求めたが異議なく可決した。

松本秋男委員より、第1130、1131号について関連の为一括審議の申し出があった。

受付第1130、1131号に関する件

- 議長より説明を事務局に求めた。
- 事務長より調査書に基づき説明を行い、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていることを説明。続いて議長より地区担当の松本秋男委員に説明を求めた。
- 松本秋男委員より、まず、1130号の現地から説明する。旧美川村と旧面河村の村境から、494号線を面河方面に1.8kmほど行くと、●●さんの自宅がある。

農地はその家の裏にある。二人は親子で、●●さんは長女になる。64歳。●●さんは92歳と高齢のため、●●さんが、こちらに帰ってきて面倒を見ている。夫婦で農業をしたいようだ。1130号について説明する。現地は、今の農地からさらに面河方面に700m行くと、道下に養蚕場跡があり、その裏に農地がある。●●さんと●●さんは親戚。●●さんも農地が多く困っていたので、貸して作ってもらいたかったようだ。特に問題はないとの報告があった。

- 議長より、夫婦ともに帰ってくるのか？
- 松本秋男委員より、●●さんの家に近くにいるようだ。
- 議長より、本件について質疑・意見を求めたが異議なく可決した。

受付第1132号に関する件

- 会長担当案件のため、議長を副会長に交代。●●委員は自身案件のため退室。
- 議長より説明を事務局に求めた。
- 事務長より調査書に基づき説明を行い、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていることを説明。続いて議長より地区担当の池田昭雄委員に説明を求めた。
- 池田昭雄委員より、現地は二名地区の元JA出張所跡から、黒沢方面に山を500mほど上がった所にある。前回、父親から一括贈与されていたものの一部。●●さんの家の裏の畑で20年前から話ができていたようだ。特に問題はないとの報告があった。
- 議長より、本件について質疑・意見を求めたが異議なく可決した。
- 議長を会長に交代。●●委員入室。

受付第1133号に関する件

- 議長より説明を事務局に求めた。
- 事務長より調査書に基づき説明を行い、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていることを説明。続いて議長より地区担当の丹波松清委員に説明を求めた。
- 丹波松清委員より、現地は落合交差点から33号線を1kmほど下ると、梨の下というバス停がある。そこから、大川集落に入る。組は全部で5つある。自分は下中組である。県道を5kmほど上がり、農道を200mほど行くと、●●さんの家がある。●●を経営している。そこから、昔の赤線をコンクリ舗装している道を400mほど上がる。軽トラでしか登れない。そこに●●さんの母親が1人で住んでいる。その家の裏に畑があり、30年生の杉が植わっていた。家の裏で影になるので、切ることにした。2人はいとこなので、話がついたようだ。3条申請にあたり、木は全て伐採されていた。果樹を植えるらしい。●●さん

は、農地面積も3反以上ある。特に問題はないとの報告があった。

- 議長より、果樹は何を植えるのか？
- 丹波松清委員より、柿や桃。杉は全部切られている。
- 議長より、本件について質疑・意見を求めたが異議なく可決した。

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請審議について

- 議長より議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。

受付第305号に関する件

- 議長より説明を事務局に求めた。
- 事務長より議案書により説明。今回の居宅・農業用倉庫への転用については、申請地は農振農用地区域内農地、おおむね10ha以上の規模の一団の農地区域内、公共投資区域内いずれにも該当しないため第2種農地と判断した。また第4条第2項の各号にも該当しない旨を説明。続いて議長より地区担当の坪内統委員に説明を求めた。
- 坪内統委員より、33号線を下り、沢渡橋を渡り、農道を30mほど行き、右下の道路を50mほど行くと、現地があり。近くには●●さんのトマトハウスも見える。●●さんはトマトを作っている。現地は草を刈って管理していたが、すでにプレハブの倉庫もあり、始末書も出ている。農機具倉庫と住宅を建てるようだ。特に問題はないようである。
- 議長より、本件について質疑・意見を求めたが異議なく可決した。

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請審議について

- 議長より議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。

受付第197号に関する件

- 議長より説明を事務局に求めた。
- 事務長より議案書により説明。今回の住宅・車庫・農業用倉庫への転用については、申請地は農振農用地区域内農地、おおむね10ha以上の規模の一団の農地区域内、公共投資区域内いずれにも該当しないため第2種農地と判断した。また第5条第2項の各号にも該当しない旨を説明。続いて議長より地区担当の坪内統委員に説明を求めた。
- 坪内統委員より、33号線を下り、成川橋から藤社線を3kmほど行くと、道の左側にある。2人は親子。地元に戻って農業をするので、家を建てた

い、とのこと。特に問題はないようである。

- 議長より、●●さんはいくつなのか？
- 坪内統委員より、高校を出て6年くらい。
- 議長より、若い農家が増えるのはいいことだ。
- 議長より、本件について質疑・意見を求めたが異議なく可決した。

受付第198号に関する件

- 議長より説明を事務局に求めた。
- 事務長より議案書により説明。今回の住宅への転用については、申請地は農振農用地区域内農地、おおむね10ha以上の規模の一団の農地区域内、公共投資区域内いずれにも該当しないため第2種農地と判断した。また第5条第2項の各号にも該当しない旨を説明。続いて議長より地区担当の村松直樹委員に説明を求めた。
- 村松直樹委員より、現地は入野の農業試験場より松山側に、●●さんの家があり、その横になる。柿の木が真ん中にあり、草が膝くらいまで生えている。●●さんは県外に住んでいたが、旦那を亡くし、子供も自立している。借家に住んでいるが、昔住んでいた地元に帰りたい、とのこと。旧町会議員である●●さんの奥さんの妹になる。現在、その姉の所にとりあえず住んでいるようだ。譲渡人の●●さんは、父親が久万の出身だったが、徳島からこちらに戻ることもないので、売ることにしたようだ。特に問題はないようである。
- 議長より、本件について質疑・意見を求めたが異議なく可決した。

議案第4号（農地利用集積計画）について

- 議長より説明を事務局に求めた。
- 担当の、坪谷主任から更新1件、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号、第2号イ、ロ第4号について全てに該当している旨を併せて説明した。
- 議長より、本件について質疑・意見を求めたが異議なく可決した。

その他

【前回保留案件 農地法第3条1128号の件について】

- 事務局より、前回の農業委員会後に、申請者に書類の取り下げを行うよう通知していたが、取下げの要望も動きもないので、前例はないが、不許可として通知させていただく。大きな面積の農地に木が植わっているので、木を切って耕作できるような状態に復旧できるようになってから、再度申請してもらおう。ご了承願いたい。

【農業委員会の開始時間について】

○会長より、次回からの農業委員会の開始時間は、9時30分に戻す。

以上で本日の議案審議を終了致しました。議長より報告をした。

閉会挨拶 山辺副会長

 本日も、大変ご熱心にご審議を頂きありがとうございます。簡単ではあります以上、閉会のご挨拶といたします。

本日の案件はすべて審議されたので終了する。15時00分終了。

久万高原町農業委員会議事録

1. 開催日時 平成27年10月28日(水)午前9時30分
2. 開催場所 久万高原町 久万高原駅やまなみ2階
3. 出席委員 (26人)
 - 会長 2番 池田 昭雄
 - 副会長 4番 山辺 久男
 - 委員

1番 新宅 進	・	3番 田野典孝	・	5番 丹波松清
6番 中川久夫	・	7番 高岡公明	・	8番 山下清則
9番 清水次枝	・	10番 佐賀幸一	・	11番 菅 重雄
12番 大野福雄	・	13番 小椋英一	・	14番 高岡邦勝
15番 片岡孝二	・	16番 山之内章	・	17番 立野好仁
18番 堀田春和	・	19番 坪内 続	・	20番 八塚幸三
21番 村松直樹	・	22番 大野育男	・	23番 大野啓一
24番 松本秋男	・	25番 小倉 強	・	26番 成本 弘

4. 欠席委員 (0名)

5. 議事日程 議事録署名委員の選出 6番 中川久夫、8番 山下清則

- 第1 議案第1号 農地法3条の規定による許可申請について
- 第2 議案第2号 農地法5条の規定による許可申請について
- 第3 議案第3号 農用地利用集積計画の申請審議について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 土居昭彦
事務長 佐伯 泰
事務局主任 坪谷頼都

7. 傍聴者 (0名)

午前9時30分 局長進行により開会。 説明資料確認後会長挨拶

- 池田会長より、全員の参加をいただき、ありがたい。一昨日は、大霜で寒かった。例年より1ヶ月くらい早いのでは。農産物もトマトなどは、そこそ収量もあり良かった。ピーマンは価格も良く、ほくほく顔だったのではないか。今でも50円を超えている。しかし、農地の共同防除には不満がある。自分の所では、カメムシ被害で2等米になってしまった。いろいろ地域を回っているから遅れるのだろうか。今年はいいい年で終わりそうだ。ところで、農業委員会も60年ぶりに組織改革が行われる。9月下旬に省令が出されて、はっきりしてきた。10月8日に松山で行われた会長事務局長会の中で、全国農業会議所の事務局長代理が講演していた。皆様には、事務局への研修会が済み次第、委員会で説明する。全国農業会議所の考えとしては、今までと同程度のマンパワーは保持したい、とのことだった。農業委員の数を減らさないように努力していきたい。いろいろ情報が出てきているが、皆様にはもう少し、お待ちいただきたい。以上、ご挨拶といたします。

議事録署名人

- 議長より議事録署名人について6番 中川久夫委員、8番 山下清則委員を議事録署名人とする旨を諮ったが、異議なく決定した。

議案審議

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請審議について、
関連議案については一括上程を行う旨を諮り承認を得た。

受付第1134号に関する件

- 議長より説明を事務局に求めた。
- 事務長より調査書に基づき説明を行い、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていることを説明。続いて議長より地区担当の成本弘委員に説明を求めた。
- 成本弘委員より、譲受人の●●さん宅は二名地区の東条地区にある。現地は、田の方は、二名川を上流に上って、県道沿いにある。二名公民館の前に田があり、そこから200m行くと、申請の畑がある。畑は、堆肥用の草刈り場として使われている。●●さんの自宅からの距離も、畑が100mほど、田が300mほどである。譲渡人の●●さんは、二名地区出身だが、現在は面河地区に住んでいて不便であるため、農地を引き受けてもらいたい、との意向で売買の話となった。特に問題はないとの報告があった。
- 議長より、本件について質疑・意見を求めたが異議なく可決した。

受付第1135号に関する件

- 議長より説明を事務局に求めた。
- 事務長より調査書に基づき説明を行い、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていることを説明。続いて議長より地区担当の丹波松清委員に説明を求めた。
- 丹波松清委員より、現地は先月にも案件が出ていた美川の大川地区にある。梨の下のバス停から、2kmほど大川集落に向かい、集会所の左の農道を降りると、神社がある。そこから200mほど行くと、行き止まりになり、全部で2反ほどの改田があるのが申請地である。●●さんは独身で、母親も自分の同級生で高齢である。また、勤め人のため、耕作ができないようだ。そのため、農地を荒らして、近所に迷惑がかからないように、売ることにした。譲受人の●●さんは畑野川地区にある農業研修センターの卒業生である。ちょうど、申請地の真下で5年ほど前からトマトを作っている。農業公社を仲介して、利用権を設定している。そこで、今回、近くの農地なので、買うことにしたようだ。特に問題はないとの報告があった。
- 議長より、●●さんは露峰落合地区の住宅に住んでいたと思うが、既婚者か？
- 丹波松清委員より、ずっと前から結婚しているようだ。
- 議長より、●●さんは、トマトを栽培している立派な農業者で問題ないだろう。
- 議長より、本件について質疑・意見を求めたが異議なく可決した。

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請審議について

- 議長より議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。

●●委員は自身に係る案件のため、退室

受付第199号に関する件

- 議長より説明を事務局に求めた。
- 事務長より議案書により説明。今回の雑種地(露天駐車場)への転用については、申請地は農振農用地区域内農地、おおむね10ha以上の規模の一団の農地区域内、公共投資区域内いずれにも該当しないため第2種農地と判断した。また第5条第2項の各号にも該当しない旨を説明。続いて議長より地区担当の堀田春和委員に説明を求めた。
- 堀田春和委員より、現地は岩屋寺のある美川七鳥竹谷地域で、岩屋トンネルの入口手前右にある。耕作はされていないが、数年に1回、タケノコを掘っている。ちょうど、岩屋寺には駐車場がないので、行事があるたびに、寺の役員が申請地

の一部を駐車場として使用していた。●●さんも寺の役員をしているので、仕方がないようだ。始末書も出されている。特に問題はないようである。

○議長より、本件について質疑・意見を求めたが異議なく可決した。

●●委員は再入室

議案第3号（農地利用集積計画）について

○議長より説明を事務局に求めた。

担当の、坪谷主任から新規2件、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号、第2号イ、ロ第4号について全てに該当している旨を併せて説明した。

○議長より、本件について質疑・意見を求めたが異議なく可決した。

以上で本日の議案審議を終了致しました。議長より報告をした。

閉会挨拶 山辺副会長

本日も、大変ご熱心にご審議を頂きありがとうございます。簡単ではありますが以上、閉会のご挨拶といたします。

本日の案件はすべて審議されたので終了する。10時30分終了。

久万高原町農業委員会議事録

1. 開催日時 平成27年11月25日(水)午前9時30分
2. 開催場所 久万高原町 久万高原町役場2階大会議室
3. 出席委員 (20人)
 - 会長 2番 池田 昭雄
 - 副会長 4番 山辺 久男
 - 委員
 - 1番 新宅 進 ・ 3番 田野典孝 ・ 5番 丹波松清
 - 6番 中川久夫 ・ 7番 高岡公明 ・ 8番 山下清則
 - ・ 10番 佐賀幸一 ・
 - 12番 大野福雄 ・ 13番 小椋英一 ・
 - 15番 片岡孝二 ・ 16番 山之内章 ・ 17番 立野好仁
 - 18番 堀田春和 ・ 19番 坪内 続 ・ 20番 八塚幸三

 - 24番 松本秋男 ・ 25番 小倉 強 ・ 26番 成本 弘
4. 欠席委員 (6名)
 - 9番 清水次枝、11番 菅 重雄、14番 高岡邦勝、
 - 21番 村松直樹、22番 大野育男、23番 大野啓一
5. 議事日程 議事録署名委員の選出 10番 佐賀幸一、12番 大野福雄
 - 第1 議案第1号 農地法3条の規定による許可申請について
 - 第2 議案第2号 農地法4条の規定による許可申請について
 - 第3 議案第3号 農用地利用集積計画の申請審議について
6. 農業委員会事務局職員
 - 事務局長 土居昭彦
 - 事務長 佐伯 泰
 - 事務局主任 坪谷頼都
7. 傍聴者 (0名)
 - 午前9時30分 局長進行により開会. 説明資料確認後会長挨拶

- 池田会長より、TPP に関する緊急集会の資料を米と野菜の分だけ抜粋して、お配りしている。他の資料も欲しい場合は、お知らせいただきたい。安倍総理は国会決議に沿っていると言っているが、中身が変わってきている。米も輸入枠を 7 万トンを超えて今の 70~80 万トンにプラスするようだ。主食米に影響しないように国が加工用や飼料用米で処理をするという前提らしいが。初年度には、5 万トンがプラスされて入ってくる。その後、78,400 トンまで増える。これだけで、愛媛県の年間生産量に匹敵する量である。政府には、競争力がつく対策をとってもらい、新たな分野へ挑戦する付加価値には助成してほしいものだ。総理は、日本の農業を強化する絶好のチャンスだと言っている。なお、この集会には各農業委員会会長など、計 100 名ほどが集まった。以上、ご挨拶といたします。

議事録署名人

- 議長より議事録署名人について 10 番 佐賀幸一委員、12 番 大野福雄委員を議事録署名人とする旨を諮ったが、異議なく決定した。

議案審議

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請審議について、
関連議案については一括上程を行う旨を諮り承認を得た。

新宅進、大野福雄委員より、第 1136、1137 号について関連の為一括審議の申し出があった。

受付第 1136、1137 号に関する件

- 議長より説明を事務局に求めた。
- 事務長より調査書に基づき説明を行い、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件を満たしていることを説明。続いて議長より地区担当の新宅進委員、大野福雄委員に説明を求めた。
- 新宅進委員より、1136 号の現地は町立老人施設「あけぼの」から久万川を挟み、東側の菅生地区にある。●●さんは 80 歳を超え、高齢である。息子は県外で就職しており、娘は美川にいる。家族で相談して売ることにした。●●さんは父親が直瀬地区で農業をしており、休みにはその手伝いもしている。機械は親のものを借りる予定とのこと。1137 号の菅生分については、●●さんは町立病院に勤務しており、2 人はいとこである。先の申請地の隣接地になる。特に問題はないとの報告があった。
- 大野福雄委員より、●●さんの父親は、●●さん。その弟の子が●●さんであ

る。以前、菅生に住んでおり、定年になったら、戻って直瀬の農地を借りて米を作るとのこと。特に問題はないとの報告があった。

- 議長より、本件について質疑・意見を求めたが異議なく可決した。

受付第1138号に関する件

- 議長より説明を事務局に求めた。
- 事務長より調査書に基づき説明を行い、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていることを説明。続いて議長より地区担当の堀田春和委員に説明を求めた。
- 堀田春和委員より、現地は県道494号線を東古味の三叉路の2つ目を右に行き、県道210号線を200mほど行くと、左上に申請地の2つの田がある。野菜が作られていたものと、栗が植わっているものの2つである。●●さんは体を悪くしており、今までも●●さんに農地を処分しており、今回も●●さんに売ることにした。特に問題はないとの報告があった。
- 議長より、本件について質疑・意見を求めたが異議なく可決した。

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請審議について

- 議長より議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。

受付第306号に関する件

- 議長より説明を事務局に求めた。
- 事務長より議案書により説明。今回の山林への転用については、申請地は農振農用地区域内農地、おおむね10ha以上の規模の一団の農地区域内、公共投資区域内いずれにも該当しないため第2種農地と判断した。また第4条第2項の各号にも該当しない旨を説明。続いて議長より地区担当の丹波松清委員に説明を求めた。
- 丹波松清委員より、申請人の●●さんは自分の地区の前の農業委員である。現地は、御三戸のバス停から大正時代からの橋を渡り、右に1kmほど行くと堤の集落がある。そこから農道を登り、林道を2kmほど行くとある。田は40年生の杉山の中にある。周囲の田は●●さん本人のものも3反ほどある。杉を植えるのは5畝ほどの荒らしている所だけだが、分筆は費用がかかるので、一度に申請したとのこと。隣接農地所有者の●●というおばあさんも2～3年で耕作をやめるので問題はない、とのこと。特に問題はないようである。
- 議長より、その一部の所は、すでに植林しているのか？
- 丹波松清委員より、杉の苗も来ていたが、まだ自分が止めておいた。
- 議長より、本件について質疑・意見を求めたが異議なく可決した。

受付第307号に関する件

- 議長より説明を事務局に求めた。
- 事務長より議案書により説明。今回の山林への転用については、申請地は農振農用地区域内農地、おおむね10ha以上の規模の一団の農地区域内、公共投資区域内いずれにも該当しないため第2種農地と判断した。また第4条第2項の各号にも該当しない旨を説明。続いて議長より地区担当の山下清則委員に説明を求めた。
- 山下清則委員より、申請人の●●さんは松山に住んでいるが、父親からもらった農地が荒れているので申請した。ループ橋からトンネルを抜けて柳谷小の入口の道路から見える土地で、永野集落にある。今まで手を入れてないので、雑木、竹、くぬぎが植わっている。周りも同様である。特に問題はないようである。
- 議長より、本件について質疑・意見を求めたが異議なく可決した。

受付第308号に関する件

- 議長より説明を事務局に求めた。
- 事務長より議案書により説明。今回の山林への転用については、申請地は農振農用地区域内農地、おおむね10ha以上の規模の一団の農地区域内、公共投資区域内いずれにも該当しないため第2種農地と判断した。また第4条第2項の各号にも該当しない旨を説明。続いて議長より地区担当の山下清則委員に説明を求めた。
- 山下清則委員より、申請地は先の●●さんの転用申請地に隣接している。地元に住んでいるが、以前から手入れをしていない。周囲も同様。特に問題はないようである。
- 議長より、雑木は許可されないのではないかと。
- 大野福雄委員より、植えてから5年たたないと、地目変更はできない。今回のはまだ植林されていない、ということだろう。
- 議長より、本件について質疑・意見を求めたが異議なく可決した。

議案第3号（農地利用集積計画）について

- 議長より説明を事務局に求めた。
- 担当の、坪谷主任から新規2件、更新1件、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号、第2号イ、ロ第4号について全てに該当している旨を併せて説明した。
- 議長より、本件について質疑・意見を求めたが異議なく可決した。

その他

- 改正農業委員会法について…事務局坪谷より別紙資料に伴い説明
- 農業委員会懇談会（忘年会）について…12月17日（木）総会後に実施

以上で本日の議案審議を終了致しました。議長より報告をした。

閉会挨拶 山辺副会長

本日も、大変ご熱心にご審議を頂きありがとうございます。簡単ではありますが以上、閉会のご挨拶といたします。

本日の案件はすべて審議されたので終了する。11時00分終了。

久万高原町農業委員会議事録

1. 開催日時 平成27年12月17日(木)午後3時30分
2. 開催場所 久万高原町 久万高原町役場2階大会議室
3. 出席委員 (22人)
 - 会長 2番 池田 昭雄
 - 副会長 4番 山辺 久男
 - 委員
 - 1番 新宅 進 ・ 5番 丹波松清
 - ・ 7番 高岡公明 ・ 8番 山下清則
 - 9番 清水次枝 ・ 11番 菅 重雄
 - ・ 13番 小椋英一 ・ 14番 高岡邦勝
 - 15番 片岡孝二 ・ 16番 山之内章 ・ 17番 立野好仁
 - 18番 堀田春和 ・ 19番 坪内 続 ・ 20番 八塚幸三
 - 21番 村松直樹 ・ 22番 大野育男 ・ 23番 大野啓一
 - 24番 松本秋男 ・ 25番 小倉 強 ・ 26番 成本 弘
4. 欠席委員 (4名)
 - 3番 田野典孝、6番 中川久夫、10番 佐賀幸一、12番 大野福雄
5. 議事日程 議事録署名委員の選出 9番 清水次枝、11番 菅 重雄
 - 第1 議案第1号 農地法3条の規定による許可申請について
 - 第2 議案第2号 農用地利用集積計画の申請審議について
6. 農業委員会事務局職員
 - 事務局長 土居昭彦
 - 事務長 佐伯 泰
 - 事務局主任 坪谷頼都
7. 傍聴者 (0名)
 - 午後3時30分 局長進行により開会. 説明資料確認後会長挨拶

- 池田会長より、TPP問題はあの時、あのようにしていれば、と後悔しそうな変革である。農業委員会の制度も大きく変わる。本町では、行政の総合戦略づくりに取り組んでいる。自分も審議員として会合に呼ばれている。農林業対策の基本方針案が示された時に、自分は欠席していた。後から確認の文書が送られてきたので、意見をまとめて提出した。農林業がこのような案で再生しているか疑問に感じた。しかし、そうそうたるメンバーがいながら意見は出てなかったようだ。本当の戦略を作りたいのなら、集落ごとに戦略案を積み上げていかないとできないと思う。農業委員の方々にもご協力いただきたいものだ。以上、ご挨拶といたします。

議事録署名人

- 議長より議事録署名人について9番 清水次枝委員、11番 菅 重雄委員を議事録署名人とする旨を諮ったが、異議なく決定した。

議案審議

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請審議について、
関連議案については一括上程を行う旨を諮り承認を得た。
なお、第1139、1146、1147号については取下げとなった。

受付第1140号に関する件

- 議長より説明を事務局に求めた。
- 事務長より調査書に基づき説明を行い、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていることを説明。続いて議長より地区担当の成本弘委員に説明を求めた。
- 成本弘委員より、●●さんは●●さんの孫になる。現地は、落合の交差点から二名川の上流にある永久地区にある。現地はそこから集落道を300mほど上がった所にあり、さらに300m行くと、●●さんの家がある。●●さんは92歳と高齢で、長男も納得のうえで、孫に贈与することになった。特に問題はないとの報告があった。
- 議長より、本件について質疑・意見を求めたが異議なく可決した。

受付第1141号に関する件

- 議長より説明を事務局に求めた。
- 事務長より調査書に基づき説明を行い、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていることを説明。続いて議長より地区担当の新宅進委員に説明を求めた。

- 新宅進委員より、現地は菅生地区大宝寺のバス駐車場から南へ 300m ほどの所にある。現地は多少荒れている。●●さんは定年後、6月に松前町から家と農地を求めて本町に移住した。農業をしたらしい。●●さんが購入した家のすぐ北にこの畑がある。今、現に農業を始めている。特に問題はないとの報告があった。
- 小椋英一委員より、下限面積はクリアしているのか？
- 新宅進委員より、6月の申請時にクリアしている。
- 議長より、本件について質疑・意見を求めたが異議なく可決した。

高岡公明委員より、第1142、1143号について関連の为一括審議の申し出があった。

受付第1142、1143号に関する件

- 議長より説明を事務局に求めた。
- 事務長より調査書に基づき説明を行い、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていることを説明。続いて議長より地区担当の高岡公明委員に説明を求めた。
- 高岡公明委員より、現地は県道494号線にある通仙橋から面河溪方面に1.5kmほど行くと、河合地区がある。そこから橋を渡ると、●●さんの家がある。その前に●●さんが譲り受ける畑がある。そこから、右に行くと、●●さんの家があり、●●さんが譲り受ける畑がある。5年前から交換の話があり、●●さんが高齢になったため、早く所有権移転したい、とのこと。特に問題はないとの報告があった。
- 議長より、本件について質疑・意見を求めたが異議なく可決した。

受付第1144号に関する件

- 議長より説明を事務局に求めた。
- 事務長より調査書に基づき説明を行い、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていることを説明。続いて議長より地区担当の山之内章委員に説明を求めた。
- 山之内章委員より、現地は東明神の三坂道路入口から久万川の方に降りた川沿いにある。●●さんは高齢で体を悪くしており、離農したいようだ。●●さんは農家レストランを経営しており、テレビにも出た。ピーマンを作っている自己所有地に現地が隣接していることから、売買の話となった。特に問題はないとの報告があった。
- 議長より、本件について質疑・意見を求めたが異議なく可決した。

受付第1145号に関する件

- 議長より説明を事務局に求めた。
- 事務長より調査書に基づき説明を行い、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていることを説明。続いて議長より地区担当の大野育男委員に説明を求めた。
- 大野育男委員より、3000番代の2筆は、JA直瀬支所から東に200m行った所にある●●さんの自宅の横と裏にある。もう一つは育苗センターの近くにある。●●さんは高齢で施設に入っている。息子が松山から高松に引っ越したので、農地を処分したいようだ。●●さんはアグリピアの卒業生で、去年からトマトを作っている。家と農地を求めており、夫婦とも定住したいようだ。特に問題はないとの報告があった。
- 議長より、家は●●さんの物を買うのか？
- 大野育男委員より、そうである。
- 議長より、本件について質疑・意見を求めたが異議なく可決した。

受付第1148号に関する件

- 議長より説明を事務局に求めた。
- 事務長より調査書に基づき説明を行い、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていることを説明。続いて議長より地区担当の清水次枝委員に説明を求めた。
- 清水次枝委員より、現地は県道209号線から町道を榎谷方面に、1kmほど行った所にある。●●さんの所有地と隣接しており、シキビが植わっている。2人はこの他に山林の売買もあるようだ。特に問題はないとの報告があった。
- 議長より、本件について質疑・意見を求めたが異議なく可決した。

受付第1149号に関する件

- 議長より説明を事務局に求めた。
- 事務長より調査書に基づき説明を行い、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていることを説明。続いて議長より地区担当の山之内章委員に説明を求めた。
- 山之内章委員より、現地は横通バス停から左に降りて、三坂道路の近くにある。●●さんは馬を飼っている方で、テレビに出たこともある。●●さんは、兼業農家で町外にも行くため、利便性が高い明神地区に住んで稲作をしたい、とのこと。特に問題はないとの報告があった。
- 議長より、●●さんの農地の処分は大体、終わるのか？
- 山之内章委員より、家庭菜園が残るくらいである。

- 議長より、明神地区に引っ越すのか？
- 山之内章委員より、そうである。
- 議長より、二名地区に移住した時は成本弘委員が仲介していたようだ。
- 議長より、本件について質疑・意見を求めたが異議なく可決した。

受付第1150号に関する件

- 会長担当案件のため、議長を副会長に交代。
- 議長より説明を事務局に求めた。
- 事務長より調査書に基づき説明を行い、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていることを説明。続いて議長より地区担当の池田昭雄委員に説明を求めた。
- 池田昭雄委員より、現地は落合の交差点から県道380号線を5kmほど行った父野川の久保集落にある●●さんの親御さんの家から裏に50～60m上がった所にある。●●さんは、まもなく定年になる。できれば帰ってきたいと思っており、この秋にも3ヶ月ほど帰り草刈り等をしていた。しかし、この農地だけは、●●さんの家の裏なので、売ることにした。●●さんの父親は以前、農業委員をしており、現地を耕作していたが、今年亡くなった。その後、息子さんピーマンを作っていた。特に問題はないとの報告があった。
- 議長より、本件について質疑・意見を求めたが異議なく可決した。
- 議長を会長に交代。

受付第1151号に関する件

- 議長より説明を事務局に求めた。
- 事務長より調査書に基づき説明を行い、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていることを説明。続いて議長より地区担当の松本秋男委員に説明を求めた。
- 松本秋男委員より、現地は美川と面河の村境から県道494号線を1.8km行くと本組地区があり、左に本組相の峰線があるので、そこを4.7km行った相の峰地区にある。地区の真ん中に公民館があり、その近くに申請地がある。現地には野菜が植わっている。●●さんは高齢でもあり、新居浜に住んでいるので、近所に農地のある●●さんをお願いした。●●さんは「●●」に勤めているが、相の峰で農業もしている。特に問題はないとの報告があった。
- 議長より、本件について質疑・意見を求めたが異議なく可決した。

受付第1152号に関する件

- 議長より説明を事務局に求めた。

- 事務長より調査書に基づき説明を行い、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていることを説明。続いて議長より地区担当の山之内章委員に説明を求めた。
- 山之内章委員より、現地は●●から 500mほど松山方面に行った改田集団の一部である。●●さんは美川の出身で、耕作を他の方に頼んでいた。●●さんは高齢だが、申請地の上下の所有農地があるので、売買となった。特に問題はないとの報告があった。
- 議長より、本件について質疑・意見を求めたが異議なく可決した。

議案第2号（農地利用集積計画）について

- 議長より説明を事務局に求めた。
担当の、坪谷主任から新規1件、更新2件、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号、第2号イ、ロ第4号について全てに該当している旨を併せて説明した。
- 議長より、本件について質疑・意見を求めたが異議なく可決した。

その他

- 上浮穴農業を考える会について…1/26 午後に開催されるので、当日午前中に農業委員会を開催する。

以上で本日の議案審議を終了致しました。議長より報告をした。

閉会挨拶 山辺副会長

本日も、大変ご熱心にご審議を頂きありがとうございます。簡単ではありますが以上、閉会のご挨拶といたします。

本日の案件はすべて審議されたので終了する。17時00分終了。

久万高原町農業委員会議事録

1. 開催日時 平成28年1月26日(火) 午前10時00分
2. 開催場所 久万高原町 久万高原駅やまなみ2階
3. 出席委員 (24人)
 - 会長 2番 池田 昭雄
 - 副会長 4番 山辺 久男
 - 委員

1番 新宅 進	・	3番 田野典孝	・	5番 丹波松清
6番 中川久夫	・	7番 高岡公明	・	8番 山下清則
9番 清水次枝	・	10番 佐賀幸一	・	11番 菅 重雄
12番 大野福雄	・	13番 小椋英一	・	14番 高岡邦勝
15番 片岡孝二	・	16番 山之内章	・	
	・	19番 坪内 続	・	20番 八塚幸三
21番 村松直樹	・	22番 大野育男	・	23番 大野啓一
24番 松本秋男	・	25番 小倉 強	・	26番 成本 弘
4. 欠席委員 (2名) 17番 立野好仁、18番 堀田春和
5. 議事日程 議事録署名委員の選出 13番 小椋英一、14番 高岡邦勝
 - 第1 議案第1号 農地法3条の規定による許可申請について
 - 第2 議案第2号 農地法4条の規定による許可申請について
 - 第3 議案第3号 農地法5条の規定による許可申請について
 - 第4 議案第4号 農用地利用集積計画の申請審議について
6. 農業委員会事務局職員
 - 事務局長 土居昭彦
 - 事務長 佐伯 泰
 - 事務局主任 坪谷頼都
7. 傍聴者 (0名)

午前10時00分 局長進行により開会. 説明資料確認後会長挨拶

- 池田会長より、明けましておめでとうございます。今年もよろしくお願ひします。久万高原町の農林業は厳しくなっている。町でも平成27年から31年の5年間の総合戦略を作っているが、煮詰まっている。それぞれの立場で努力をしながら、農林業の振興方法をみんなで一生懸命に考えないと、この5年間、10年間でどうにもならない状態になる。我々は農業委員であり、農地行政に関わっている農家である。5年間の戦略を地域で共有し、その方向に向かって努力していきたい。厳しい状態だが、みんなで共有できればいい。みんなで戦略を作っていく気持ちになる必要がある。最初から、厳しいことを言った。農業委員の役割も変わっていく。本年度もよろしくお願ひしたい。以上、ご挨拶といたします。

議事録署名人

- 議長より議事録署名人について13番 小椋英一委員、14番 高岡邦勝委員を議事録署名人とする旨を諮ったが、異議なく決定した。

議案審議

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請審議について、
関連議案については一括上程を行う旨を諮り承認を得た。

山辺久男委員より、第1153、1154号について関連の為一括審議の申し出があった。

受付第1153、1154号に関する件

- 議長より説明を事務局に求めた。
- 事務長より調査書に基づき説明を行い、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていることを説明。続いて議長より地区担当の山辺久男委員に説明を求めた。
- 山辺久男委員より、現地は笠方地区である。役場面河支所から494号線を東温市方面に7kmほど行くと、分岐点があり右側に折れ、そこから、梅ヶ市集落への県道を500mほど進むと、その県道右上に3136、3137番がある。そこからさらに県道を進むと右手に町道がある。その手前に3226番があり、その道をはさみ、3218、3219番がある。3226番をはさんで、3225番と3244番がある。
●●さんと●●さんは、●●さんのお兄さんになる。●●さんは高齢で、●●さんは施設にいる。そこで、一番若い●●さんに贈与となった。別荘が1kmほど離れているので、管理できるようだ。今は、カヤが生えている。特に問題はないとの報告があった。
- 菅重雄委員より、名字の「●●」が、手へんと木へんになっているが？

- 佐伯事務長より、登記簿どおりにしている。本人にも確認した。出生届の時に何かあったと思われる。
- 議長より、本件について質疑・意見を求めたが異議なく可決した。

受付第1155号に関する件

- 議長より説明を事務局に求めた。
- 事務長より調査書に基づき説明を行い、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていることを説明。続いて議長より地区担当の村松直樹委員に説明を求めた。
- 村松直樹委員より、入野にある県の試験場の周りにハウスがあり、松山側の一番北にあるハウスの前の緑っぽい家が、●●さんの家になる。現地はその近くになる。今までも●●さんが作っている●●さんは、土地を処分しているので、今回の話となった。特に問題はないとの報告があった。
- 議長より、本件について質疑・意見を求めたが異議なく可決した。

丹波松清委員、坪内統委員より、第1156、1157号について関連の为一括審議の申し出があった。

受付第1156、1157号に関する件

- 議長より説明を事務局に求めた。
- 事務長より調査書に基づき説明を行い、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていることを説明。続いて議長より地区担当の丹波松清委員、坪内統委員に説明を求めた。
- 丹波松清委員より、バス停「梨の下」の次の「荒瀬」というバス停から、高知方面に20mほど下がった所にある。消防団ポンプ倉庫の上にある。栗が植えられている。●●さんは現在、下野尻にいるが、昔、この申請地の近くに住んでいた。その時から、●●さんという方と売買契約をしていたが、登記ができていなかった。●●さんの親が当時の契約をしていた。また、●●さんの孫がこの●●さんになる。今まで●●さんが払ってきた固定資産税は、●●さんの親が今回支払ったようだ。特に問題はないとの報告があった。
- 坪内統委員より、美川御三戸から、日野浦大谷地区への道を600mほど行くと、選果場があり、そこで道路が途切れている。1406番は選果場から200mほど下がった所にあり、1457、1468番は選果場の周囲にある。1665、1683番は県道から昔の赤線道を登った所にある。●●さんは●●さんのおじさんになる。おじさんが元気なうちは、●●さんが練習として借りたいようだ。特に問題はないとの報告があった。
- 議長より、本件について質疑・意見を求めたが異議なく可決した。

受付第1158号に関する件

- 議長より説明を事務局に求めた。
- 事務長より調査書に基づき説明を行い、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていることを説明。続いて議長より地区担当の大野啓一委員に説明を求めた。
- 大野啓一委員より、現地は菅生北村地区。●●さんが代表のこの法人は以前も、この人から近くの農地を買っていた。特に問題はないとの報告があった。
- 議長より、本件について質疑・意見を求めたが異議なく可決した。

受付第1159号に関する件

- 議長より説明を事務局に求めた。
- 事務長より調査書に基づき説明を行い、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていることを説明。続いて議長より地区担当の村松直樹委員に説明を求めた。
- 村松直樹委員より、現地は入野の県試験場の前の道路を500mほど上がると、●●さんの家がある。そこから道路をはさんだ空家の上にある。もう一つは、そこから久万中学校の方に行くと、四叉路があり、栗の木が10本ほど植わっている所があり、その下の畑である。●●さんは砥部から通っていたが、しんどくなったので、売ることにした。特に問題はないとの報告があった。
- 議長より、本件について質疑・意見を求めたが異議なく可決した。

受付第1160号に関する件

- 議長より説明を事務局に求めた。
- 事務長より調査書に基づき説明を行い、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていることを説明。続いて議長より地区担当の坪内続委員に説明を求めた。
- 坪内続委員より、現地は美川柳谷線を3km上がると農道があり、300m下ると谷がある。そこを渡った道路の上手にある。●●さんは高齢で、娘もみんな松山に出ている。●●さんの父親が3年くらい前から作っており、●●さんも休みには帰って手伝っている。特に問題はないとの報告があった。
- 議長より、7509番1は面積が広いが、何枚に分かれているのか？
- 坪内続委員より、自分が改田したものと思われ、現地は3枚に分かれている。
- 議長より、本件について質疑・意見を求めたが異議なく可決した。

受付第1161号に関する件

- 議長より説明を事務局に求めた。
- 事務長より調査書に基づき説明を行い、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていることを説明。続いて議長より地区担当の村松直樹委員に説明を求めた。
- 村松直樹委員より、現地は露口建設から国道を300mほど松山方面に行き、一色眼科の看板がある所を左に曲がり600mほど行くと、右手に門構えのある家があり、それが●●さんの家である。そこから6枚続いて農地があるのが、この申請地になる。877番2が一番下で、残り5枚が877番1になる。その農地の上に●●さんの家がある。●●さんの親の時代から、●●さんが耕作していた。●●さんは、現在、土地の処分をしているので、売買となった。特に問題はないとの報告があった。
- 議長より、本件について質疑・意見を求めたが異議なく可決した。

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請審議について

- 議長より議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題いたします。

受付第309号に関する件

- 議長より説明を事務局に求めた。
- 事務長より議案書により説明。今回の山林への転用については、申請地は農振農用地区域内農地、おおむね10ha以上の規模の一団の農地区域内、公共投資区域内いずれにも該当しないため第2種農地と判断した。また第4条第2項の各号にも該当しない旨を説明。続いて議長より地区担当の坪内統委員に説明を求めた。
- 坪内統委員より、国道33号線を南下し、沢渡橋から30m行くと、JRバスの沢渡停留所がある。その後ろに以前は、住宅があったが、現在は更地になっている。そこから30mほど裏に登った所が、現地で、周りも山林となっている。30年生の木が生えている。少し空いていた所なども植林されている。特に問題はないようである。
- 議長より、始末書は出ているのか？
- 坪内統委員より、出ている。
- 議長より、本件について質疑・意見を求めたが異議なく可決した。

受付第310号に関する件

- 議長より説明を事務局に求めた。
- 事務長より議案書により説明。今回の宅地（倉庫・車庫）への転用については、申請地は農振農用地区域内農地、おおむね10ha以上の規模の一団の農地区域内、

公共投資区域内いずれにも該当しないため第2種農地と判断した。また第4条第2項の各号にも該当しない旨を説明。続いて議長より地区担当の高岡邦勝委員に説明を求めた。

○高岡邦勝委員より、久万地区から、畑野川に降りると信号があり、そこから左に150m行くと、郵便局があり、農協の倉庫がある。現地はその横になる。●●さんは元●●の奥さん。自宅の前にあった農地に倉庫を建てている。最近、車庫にも使用できるように建て替えたので、申請したようだ。●●さんは観光なし園を経営しており、息子は校長先生だったが、定年後、その跡を継ぐようだ。台風が来る時などに、梨を保管しておく場所として使用しているようだ。2階は物置として使用している。始末書も出ている。特に問題はないようである。

○議長より、本件について質疑・意見を求めたが異議なく可決した。

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請審議について

○議長より議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。

小椋英一委員より、第200、201号について関連の为一括審議の申し出があった。

受付第200、201号に関する件

○議長より説明を事務局に求めた。

○事務長より議案書により説明。今回の雑種地（太陽光発電施設）への転用については、申請地は農振農用地区域内農地、おおむね10ha以上の規模の一団の農地区域内、公共投資区域内いずれにも該当しないため第2種農地と判断した。また第5条第2項の各号にも該当しない旨を説明。続いて議長より地区担当の小椋英一委員に説明を求めた。

○小椋英一委員より、現地は役場美川支所から面河に向かう途中の七鳥地区になる。以前、●●がチップ工場を建てた場所の残りの農地の案件になる。その場所には、チップ工場ができなかったので、関連会社の●●が太陽光パネルを1,800枚置くことにした。全て四国電力に売電すること。特に問題はないようである。

○議長より、売買、賃貸借する予定で話をしていた地主の意向に応えるために、残りの農地を太陽光発電施設として活用することを決定したようだ。●●と●●の関係は？

○小椋英一委員より、●●の奥さんが、●●の社長である。

○佐伯事務長より、雑種地など一体利用地を含めた面積が7,524㎡となり10,000㎡を超えていないので、開発許可は不要である。雑種地に転用し、太陽光発電施設を作る。県道から、下に4段程度の切盛工事を実施。整地面にパネルを設置す

る。整地した所には、砂利を敷き、土の流出を防ぐ。電気は全て四国電力に売電する予定で、国の発電許可も取っている。

○議長より、本件について質疑・意見を求めたが異議なく可決した。

議案第4号（農地利用集積計画）について

○議長より説明を事務局に求めた。

担当の坪谷主任から新規5件、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号、第2号イ、ロ第4号について全てに該当している旨を併せて説明した。

○議長より、本件について質疑・意見を求めたが異議なく可決した。

その他

【電気柵危険表示の未改善者への指導と報告について】

○農政課小倉主査より、電気柵による死亡事件の発生を受け、危険表示への対応指導の返答がない設置者に対して、農業委員が発見した場合の指導依頼と農政課への報告をお願いした。

【上浮穴農業を考える会について】

○午後からの当会に参加して、農業者との意見交換を行う旨を依頼。

以上で本日の議案審議を終了致しました。議長より報告をした。

閉会挨拶 山辺副会長

本日も、大変ご熱心にご審議を頂きありがとうございます。簡単ではありますが以上、閉会のご挨拶といたします。

本日の案件はすべて審議されたので終了する。11時30分終了。

久万高原町農業委員会議事録

1. 開催日時 平成28年2月24日(水) 午前9時30分
2. 開催場所 久万高原町 久万高原駅やまなみ2階
3. 出席委員 (25人)
 - 会長 2番 池田 昭雄
 - 副会長 4番 山辺 久男
 - 委員

1番 新宅 進	・	3番 田野典孝	・	5番 丹波松清	
		・	7番 高岡公明	・	8番 山下清則
9番 清水次枝	・	10番 佐賀幸一	・	11番 菅 重雄	
12番 大野福雄	・	13番 小椋英一	・	14番 高岡邦勝	
15番 片岡孝二	・	16番 山之内章	・	17番 立野好仁	
18番 堀田春和	・	19番 坪内 続	・	20番 八塚幸三	
21番 村松直樹	・	22番 大野育男	・	23番 大野啓一	
24番 松本秋男	・	25番 小倉 強	・	26番 成本 弘	
4. 欠席委員(1名) 6番 中川久夫
5. 議事日程 議事録署名委員の選出 15番 片岡孝二、16番 山之内章
 - 第1 議案第1号 農地法3条の規定による許可申請について
 - 第2 議案第2号 農地法4条の規定による許可申請について
 - 第3 議案第3号 農用地利用集積計画の申請審議について
6. 農業委員会事務局職員
 - 事務局長 土居昭彦
 - 事務長 佐伯 泰
 - 事務局主任 坪谷頼都
7. 傍聴者(0名)

午前9時30分 局長進行により開会。 説明資料確認後会長挨拶

○ 池田会長より、人・農地プランは行政が強引に立てているが、本来は私たち農

業委員の大きな仕事である。青年就農給付金のために策定が行われている。下畑野川に2人、有枝と仕七川に1人ずつ新たに候補者が出てきた。今までの該当者を含め、合計8人くらいになる。地域には、もっと潜在的な該当者がいると思うのだが、親御さんとの兼ね合いもあって、申請できないのだろうか。45歳までしか受けられない制度なので、皆さんにも支援をしていただきたい。以上、ご挨拶といたします。

議事録署名人

- 議長より議事録署名人について15番 片岡孝二委員、16番 山之内章委員を議事録署名人とする旨を諮ったが、異議なく決定した。

議案審議

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請審議について、
関連議案については一括上程を行う旨を諮り承認を得た。

山之内章委員より、第1162、1163、1164号について関連の为一括審議の申し出があった。

受付第1162、1163、1164号に関する件

- 議長より説明を事務局に求めた。
- 事務長より調査書に基づき説明を行い、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていることを説明。続いて議長より地区担当の山之内章委員に説明を求めた。
- 山之内章委員より、現地は国道33号線の青空市から久万川を挟んだ高山集落にある。集落に入り700mほど行くと、町道を挟む感じで5筆あり、隣接して●●さんの2筆もある。使用貸借の農地は、そこから国道側に300mほど戻り、久万川の横を上流に30mほど行くとある。3枚で1筆となっている。●●さんは●●さんの長男になる。農業をしていない。●●さんは●●さんと長く同居しており、高齢だが、今までずっと、現地の耕作をしてきた。今回、名義変更したいということで、話がついた。長男も納得している。特に問題はないとの報告があった。
- 議長より、本件について質疑・意見を求めたが異議なく可決した。

受付第1165号に関する件

- 議長より説明を事務局に求めた。
- 事務長より調査書に基づき説明を行い、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていることを説明。続いて議長より地区担当の新宅

進委員に説明を求めた。

- 新宅進委員より、現地は大宝寺の南側の山手に位置する。●●さんは久万の出身。他にも農地があるらしく、処分したいようで、昨年から話が出ていた。●●さんは菅生の●●の●●に勤めている。●●さんの奥さん（旧姓：●●さん）のお父さんが賃貸借で、亡くなるまでは耕作していた。亡くなってからは、●●さんの奥さんの兄弟が管理していた。ただ、それから賃料を払っていなかったようだ。●●さんは貸借ではなく、処分をしたいようなので、売買の話となった。売買後は、●●さんと奥さんの兄弟で共に管理するようだ。特に問題はないとの報告があった。
- 議長より、他に処分すべき農地はあるのか？
- 新宅進委員より、売買の話が出ているが、まだ価格の話し合いをしているようだ。
- 議長より、本件について質疑・意見を求めたが異議なく可決した。

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請審議について

- 議長より議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。

受付第311号に関する件

- 議長より説明を事務局に求めた。
- 事務長より議案書により説明。今回の山林への転用については、申請地は農振農用地区域内農地、おおむね10ha以上の規模の一団の農地区域内、公共投資区域内いずれにも該当しないため第2種農地と判断した。また第4条第2項の各号にも該当しない旨を説明。続いて議長より地区担当の坪内続委員に説明を求めた。
- 坪内続委員より、現地は国道33号線を行き、御三戸から美川柳谷線に入り、中黒岩地区に入り1kmほど行き、右手の山沿いに400mほど道を歩いていくとある。横に水道施設がある。左右は山で、近くで耕作する人にも同意を得ている。始末書も出ている。特に問題はないようである。
- 議長より、すでに木が植わっているのか？
- 坪内続委員より、平成8年から植わっている。
- 議長より、本件について質疑・意見を求めたが異議なく可決した。

受付第312号に関する件

- 議長より説明を事務局に求めた。
- 事務長より議案書により説明。今回の山林への転用については、申請地は農振農用地区域内農地、おおむね10ha以上の規模の一団の農地区域内、公共投資区域内

いずれにも該当しないため第2種農地と判断した。また第4条第2項の各号にも該当しない旨を説明。続いて議長より地区担当の菅重雄委員に説明を求めた。

○菅重雄委員より、現地は消防署の道路向かいになる。国道と川の間であり、手入れがされてなく、雑木が生えている。地域としても、現状を見る限り山林転用してもらったほうが助かる。特に問題はないようである。

○佐伯事務長より、●●さんは現在、亡くなっているが、平成16年に執行者を●●さんとして、遺言状を書いている。受贈者の●●さんは●●さんの甥っ子になる。遺言状の記述が相続ではなく、遺贈となっていたため、農地転用手続きを行わないと、名義変更ができないようだ。

○大野啓一委員より、消防署の近くには民家もあるが、問題ないのか？

○佐伯事務長より、申請地は国道の右手で、山のすそに位置するため、支障はない。

○議長より、本件について質疑・意見を求めたが異議なく可決した。

議案第3号（農地利用集積計画）について

○議長より説明を事務局に求めた。

担当の坪谷主任から新規7件、更新2件、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号、第2号イ、ロ第4号について全てに該当している旨を併せて説明した。

○議長より、本件について質疑・意見を求めたが異議なく可決した。

以上で本日の議案審議を終了致しました。議長より報告をした。

閉会挨拶 山辺副会長

本日も、大変ご熱心にご審議を頂きありがとうございます。簡単ではありますが以上、閉会のご挨拶といたします。

本日の案件はすべて審議されたので終了する。11時00分終了。

久万高原町農業委員会議事録

1. 開催日時 平成28年3月25日(金) 午前9時30分
2. 開催場所 久万高原町 久万高原駅やまなみ2階
3. 出席委員 (24人)
 - 会長 2番 池田 昭雄
 - 副会長 4番 山辺 久男
 - 委員

1番 新宅 進	・	3番 田野典孝	・	5番 丹波松清
6番 中川久夫	・	7番 高岡公明	・	8番 山下清則
9番 清水次枝	・	10番 佐賀幸一	・	11番 菅 重雄
12番 大野福雄	・		・	14番 高岡邦勝
15番 片岡孝二	・	16番 山之内章	・	17番 立野好仁
18番 堀田春和	・	19番 坪内 続	・	20番 八塚幸三
21番 村松直樹	・	22番 大野育男	・	
24番 松本秋男	・	25番 小倉 強	・	26番 成本 弘
4. 欠席委員 (2名) 13番 小椋英一、23番 大野啓一
5. 議事日程 議事録署名委員の選出 17番 立野好仁、18番 堀田春和
 - 第1 議案第1号 農地法3条の規定による許可申請について
 - 第2 議案第2号 農用地利用集積計画の申請審議について
6. 農業委員会事務局職員
 - 事務局長 土居昭彦
 - 事務長 佐伯 泰
 - 事務局主任 坪谷頼都
7. 傍聴者 (0名)

午前9時30分 局長進行により開会. 説明資料確認後会長挨拶

- 池田会長より、三寒四温とはいうが、だいぶ春らしくなってきた。一昨日、町の鳥獣害対策の総会に出席した。26年度の猪捕獲数は、282頭と大きな数字である。しかし、うり坊などはお金にならないので、届けてはいないようだ。

相変わらず被害は減っていない。しかし、疑問に思うのは被害が大変というわりに、被害面積が少ないことである。届け出ていない人が多いのだろうか？例えば、水稻や野菜などでは、使われる数字は実際に猪被害であると証明できたものだけとなる。農業共済の27年度被害報告は、2.3haの280万円となっている。自分も、共済の被害評価委員であるが、実際はもっとあると思う。結局、数字が少なく報告されると、立場の違う人から見ると、たいしたことないように取られかねない。事務局としても、根拠のある数字しか呈示できないのだろうが、もっと実態を知ってもらえるべきでは？と感じる。我々の組織も何か手伝えることがあるのではないだろうか。以上、ご挨拶といたします。

議事録署名人

- 議長より議事録署名人について17番 立野好仁委員、18番 堀田春和委員を議事録署名人とする旨を諮ったが、異議なく決定した。

議案審議

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請審議について、
関連議案については一括上程を行う旨を諮り承認を得た。

受付第1166号に関する件

- 議長より説明を事務局に求めた。
- 事務長より調査書に基づき説明を行い、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていることを説明。続いて議長より地区担当の佐賀幸一委員に説明を求めた。
- 佐賀幸一委員より、現地は旧中津小から、明神山に向かって1km登る。さらに上に行くと、西村集会所に行く分岐点があり、そこから30m登った所にある。大師堂のさくらもあり、かつては水田が一带に作られていた。●●さんは、郵便局に長く勤めていた。自分の地区の先の農業委員でもあった。●●さんは、1年ほど前の案件でも説明したが、●●の代表取締役である。骨盤の中心にある仙骨に微弱なショックを与え、治療を行うとホームページでは紹介されている。全国11のチェーン店で行っていて、それを統括しているようだ。●●も関連会社で、化粧品、サプリを販売している。また、旦那さんは●●を松山で開いているようだ。この奥さん自体は、会社のセラピストであるが、休みの日に米や無農薬の野菜を作りに来ているようだ。会社の従業員3～4名も中津に住んでいて手伝っている。
また、●●さんは病気が見つかり、2ヶ月病院に入るようだ。耕作ができないので、●●さんに耕作をお願いしたが、それなら売ってほしいと言われた。●

●さんも娘さんしかいなく、農業をしていないようなので、今回の話となった。特に問題はないとの報告があった。

- 議長より、●●さんの下限面積は問題ないのか？
- 佐賀幸一委員より、去年の賃貸借している農地があるので、大丈夫。
- 議長より、3人の若者は真面目にしているか？また、組入りはしているか？
- 佐賀幸一委員より、集落の掃除にも来ている。組には入っていない。
- 高岡邦勝委員より、田の面積が広いが1枚なのか？
- 佐賀幸一委員より、3枚に分かれている。
- 山下清則委員より、この会社の人たちは、中津の牧場跡を買ってやってきた。最初はうさんくさい宗教かと思われていたが、最近は地元の方とも交流がある。猟友会にも1人入っている。警戒することもないと思う。
- 議長より、無農薬の野菜はどうしているのか？
- 佐賀幸一委員より、野菜は牧場の中で作っており、自給用らしい。
- 議長より、本件について質疑・意見を求めたが異議なく可決した。

受付第1167号に関する件

- 議長より説明を事務局に求めた。
- 事務長より調査書に基づき説明を行い、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていることを説明。続いて議長より地区担当の成本弘委員に説明を求めた。
- 成本弘委員より、現地は国道33号線の落合交差点から、西へ4km行き二名地区に入り、そこから奥に3kmほど行くと、●●さんの家がある。その隣接地が申請地になる。●●さんも子供が農業をしていないので、売ることにしたようだ。特に問題はないとの報告があった。
- 議長より、●●さんの父親は知っているが、息子はどうしているのか？
- 成本弘委員より、帰ってきているようで、農業をするようだ。
- 議長より、本件について質疑・意見を求めたが異議なく可決した。

坪内続委員より、第1168、1169、1170号について関連の為一括審議の申し出があった。

受付第1168、1169、1170号に関する件

- 議長より説明を事務局に求めた。
- 事務長より調査書に基づき説明を行い、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていることを説明。続いて議長より地区担当の坪内続委員に説明を求めた。
- 坪内続委員より、1168号、1169号の現地は、成川橋から藤社線を2.8kmほど

上がった所に分岐点があり、そこから 80m ほど右に行った所にある。●●さんは、息子さんも町外に出ていて帰ってこない。譲受人の●●さんはずっとお茶一本でやってきており、工場も持っている。今までも●●さんに耕作管理をお願いしていたようだ。藤社茶ブランドを守るために頑張るようだ。次に、●●さんは父親が弱って、介護が必要なため、売ることにした。現地が、●●さんの農地に並んでいることから、話がついたようだ。最後に 1170 号の現地は国道 33 号線を成川橋から 100m ほど下り、そこから 200m ほど集落へ向かい登ると、カーブミラーがあり、その真下にある。●●さんも 81 歳と高齢なので、他の案件と併せて話がついた。特に問題はないとの報告があった。

- 議長より、3 件とも現地は茶畑なのか？
- 坪内続委員より、全て茶畑であり、周囲も茶畑となっている。
- 議長より、本件について質疑・意見を求めたが異議なく可決した。

議案第 2 号（農地利用集積計画）について

○議長より説明を事務局に求めた。

担当の坪谷主任から新規 9 件、更新 2 件、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項第 1 号、第 2 号イ、ロ、第 4 号について全てに該当している旨を併せて説明した。

○議長より、本件について質疑・意見を求めたが異議なく可決した。

その他 【耕作放棄地に係る利用意向調査について】

○農業委員会坪谷より、農家に送付する資料に基づき、説明した。

以上で本日の議案審議を終了致しました。議長より報告をした。

閉会挨拶 山辺副会長

本日も、大変ご熱心にご審議を頂きありがとうございます。簡単ではありますが以上、閉会のご挨拶といたします。

本日の案件はすべて審議されたので終了する。11時00分終了。